

京田辺市障がい児・者福祉のてびき



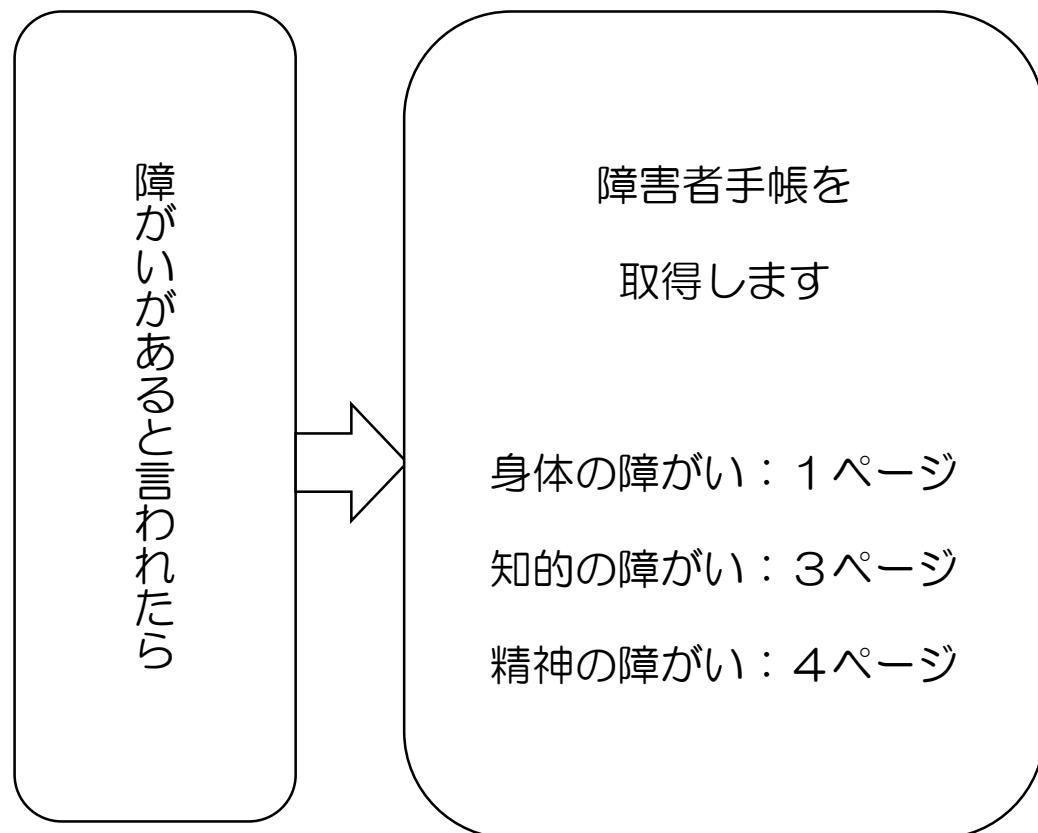
～すべての人が安心して、
自分らしく暮らしていけるまちを目指して～

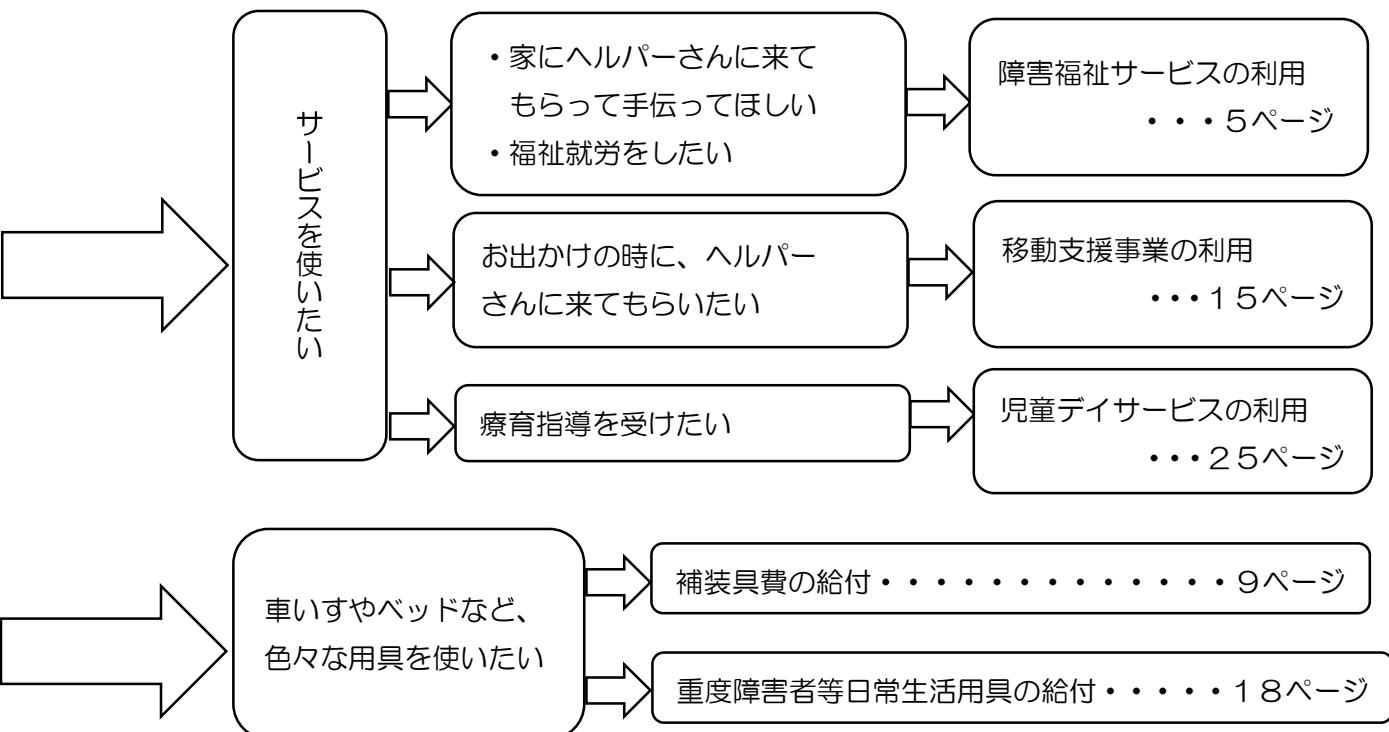
京田辺市 健康福祉部 障がい福祉課

令和7年6月

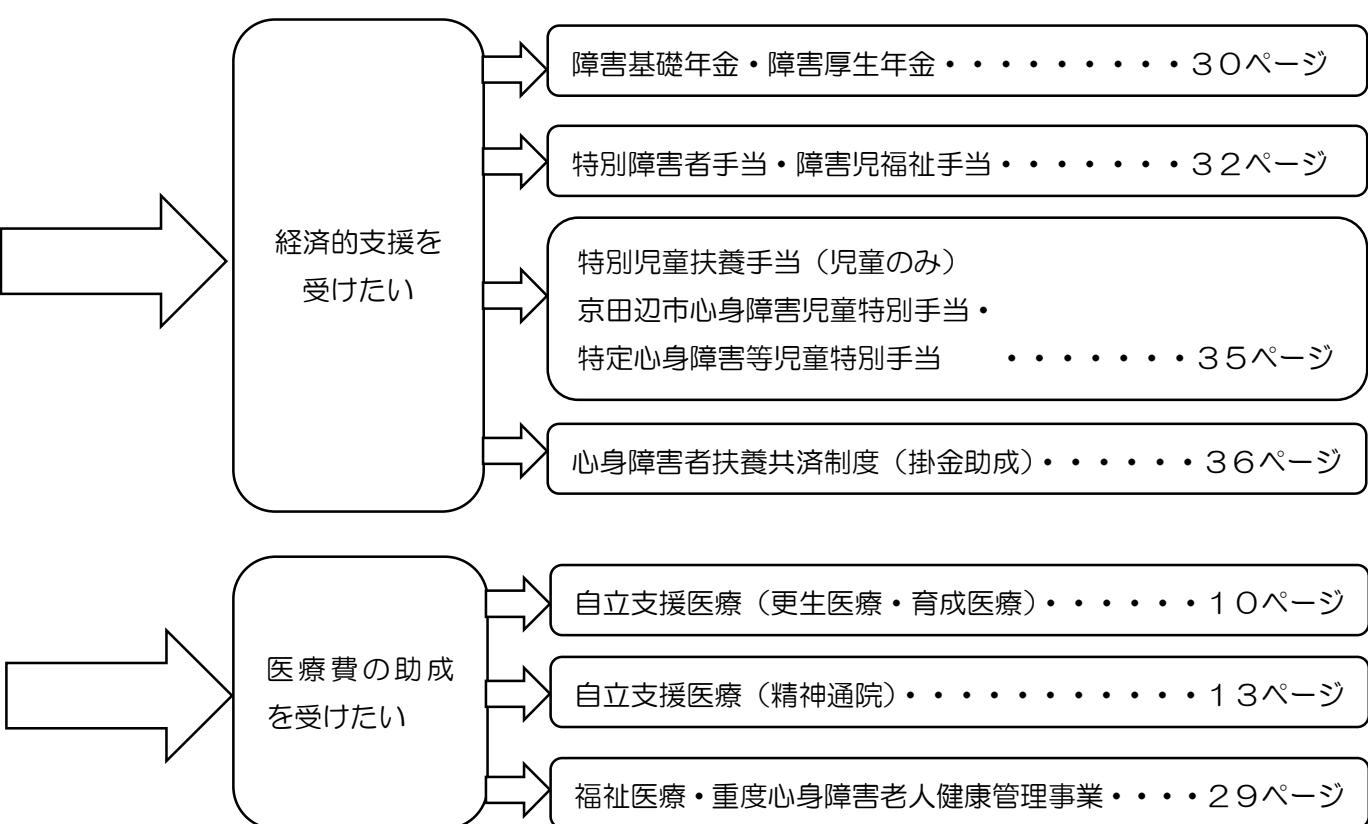
【障害者手帳取得から、各種制度までの流れ】

(主なものを記載しています)





※上記制度は、難病の方や発達障がいの方などは、障害者手帳を所持していないなくても利用できる場合があります。



目 次

第1章 障害者手帳と障がい者施策について

1 障害者手帳	
(1) 身体障害者手帳	1
(2) 療育手帳	3
(3) 精神障害者保健福祉手帳	4
2 障害者総合支援法に基づくサービス	
(1) 障害福祉サービスの利用	5
(2) 補装具費の給付	9
(3) 自立支援医療（更生医療・育成医療）	10
(4) 自立支援医療（精神通院）	13
(5) 移動支援事業	15
(6) 日中一時支援事業	17
(7) 重度障害者等日常生活用具給付事業	18
(8) 重度身体障害者等訪問入浴サービス事業	19
(9) 手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	20
(10) 成年後見制度利用支援事業	21
(11) 身体障害者自動車運転免許取得教習費助成事業	23
(12) 身体障害者自動車改造助成事業	23
(13) 地域活動支援センター事業	24
3 児童福祉法に基づくサービス	
(1) 障害児通所支援（児童デイサービス）	25
4 その他の制度	
(1) 福祉医療（重度心身障害児（者）医療費助成制度）	
重度心身障害老人健康管理事業	29
(2) 障害基礎年金・障害厚生年金	30
(3) 特別障害者手当・障害児福祉手当	32
(4) 特別児童扶養手当	35
(5) 京田辺市心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当	35
(6) 心身障害者扶養共済制度・掛金助成制度	36
(7) 放送受信料免除申請	38
(8) 有料道路料金の障害者割引制度	38
(9) 所得税、市・府民税の所得控除	40

(10) 自動車税の種別割・環境性能割減免、 軽自動車税の環境性能割減免	41
---	----

5 京田辺市独自事業

(1) 身体障害者更生援助費支給事業	45
(2) 車いす等補装具貸与事業	45
(3) 携帯型磁気ループシステム貸出事業	46
(4) 子どもの聞こえ支援事業	46
(5) 緊急通報装置の設置事業	47
(6) 障害者施設通所交通費助成金交付事業	48
(7) 福祉タクシー等支援事業	48

第2章 障がい別・利用できる支援について

1 身体障がい	
(1) 視覚障がい	49
(2) 聴覚・音声言語、そしゃく機能障がい	55
(3) 肢体不自由	60
(4) 内部障がい	68
2 知的障がい	74
3 精神障がい	78

第3章 相談できる窓口について



1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいがあるとき、身体障害者福祉法に基づいて交付される手帳です。手帳があることで、障がいがあることを証明し、様々な支援を受けることを容易にするものです。

認定に当たっては、都道府県知事が指定する「指定医」の診断書が必要です。(他府県の医師でも可能です。)

京都府内の指定医については、障がい福祉課にご確認ください。

他府県の医療機関に受診されている場合は、主治医又は医療機関にご相談ください。

【障がいの種別】

内 容		等級						
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ●視力障がい 両目の視力（矯正視力）が一定以下の場合 (片目の失明の場合、もう片方の視力によっては対象外となる場合があります。) ●視野障がい 両目の視野が著しく欠損している場合 	1～6級						
平衡機能の障がい	<table border="1"> <tr> <td>聴覚障がい</td><td>両耳の聴力レベルが一定以下の場合</td><td>2～4級・6級</td></tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td><td>起立や歩行に何らかの異常があり、平衡機能に著しい障がいがある場合</td><td>3級・5級</td></tr> </table>	聴覚障がい	両耳の聴力レベルが一定以下の場合	2～4級・6級	平衡機能障がい	起立や歩行に何らかの異常があり、平衡機能に著しい障がいがある場合	3級・5級	
聴覚障がい	両耳の聴力レベルが一定以下の場合	2～4級・6級						
平衡機能障がい	起立や歩行に何らかの異常があり、平衡機能に著しい障がいがある場合	3級・5級						
音声機能・言語機能又はそしゃく機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ●音声・言語機能 咽頭の機能障がいや失語症等、音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失した場合 ●そしゃく機能 顎・口唇・喉頭の障がいにより、著しいそしゃく・嚥下機能に障がいがある場合 	3級・4級						
肢体不自由	<p>上肢・下肢・体幹などに一定以上の障がいがある場合 (乳幼児期以前に発現した非進行性の脳病変による運動機能障がいも含まれます。)</p>	1～7級※ ※7級に該当する障がいが2つ以上あれば、6級として交付されます。						

第1章 障害者手帳と障がい者施策 一 1 障害者手帳

内 容			等級
内部障がい	心臓機能障がい	心臓の機能に一定以上の障がいがある場合	1級・3級・4級
	腎臓機能障がい	腎臓の機能に一定以上の障がいがある場合	1級・3級・4級
	呼吸器機能障がい	呼吸器の機能に一定以上の障がいがある場合	1級・3級・4級
	ぼうこう又は直腸機能障がい	ぼうこうや直腸の機能に一定以上の障がいがある場合	1級・3級・4級
	小腸機能障がい	小腸の機能に一定以上の障がいがある場合	1級・3級・4級
	免疫機能障がい	免疫機能に一定以上の障がいがある場合	1~4級
	肝臓機能障がい	肝臓の機能に一定以上の障がいがある場合	1~4級

【手続と必要な書類】

区分	理由	持参するもの					備考
		診断書	写真 (注)	手帳	カード	個人番号	
新規取得	初めて交付を受ける	●	●		●		
転入・ 転居	京田辺市に転入した 京田辺市内で転居した		※	●	●		※他府県及び京都市からの転入で、新たに京都府の手帳発行を希望される場合は必要です。
等級変更	障がいの程度が変化した	●	●		●		
障がい追加	現在の障がいと違う部位に障がいを有した	●	●		●		
再交付	紛失・破損した		●		●		
再認定	有期認定による再認定を受ける	●	●				
氏名変更	氏名を変更する		●		●		
返還	死亡・非該当の場合			●			

(注) 写真は縦4センチ、横3センチのサイズで、1枚必要です。

家庭用プリンターでの現像はお控えください。

(2) 療育手帳

おおむね18歳未満に知的な機能に障がいを生じた方が、様々な福祉サービスや支援を受けることができるよう、障がいの程度や内容を証明するものになります。

認定を受けようとする場合は、京田辺市障がい福祉課に申請の上、宇治児童相談所（18歳未満）又は京都府家庭支援総合センター（18歳以上）での判定を受けていただく必要があります。

【手続と必要な書類】

区分	理由	持参する もの		備考
		写 真 (注)	手 帳	
新規取得	初めて交付を受ける	●		
転入・ 転居	京田辺市に転入した 京田辺市内で転居した	※	●	※他府県及び京都 市からの転入者は、 写真が必要です。
等級変更	障がいの程度が変化した	●		
再交付	紛失・破損した	●		
再判定	再判定が必要な方は、前 回の判定時に、次に判定 を受ける時期が指定さ れますので、その時期ま でに判定を受ける必要 があります。	●		
氏名変更	氏名を変更する	●		
返還	死亡・非該当の場合		●	

(注) 写真は縦4センチ、横3センチのサイズで、1枚必要です。

家庭用プリンターでの現像はお控えください。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患などにより、著しく日常生活に支障が出ている方に対し、様々な福祉サービスや支援を受けることができるよう、障がいの程度や内容を証明するものになります。

手帳の有効期限は2年です。

認定を受けようとする場合は、主治医にご相談ください。

【手続と必要な書類】

区分	理由	持参するもの				備考
		診断書	写真(注)	手帳	カード個人番号	
新規取得	・初めて交付を受ける ・京都府へ転入した	★	※		●	※写真を用意できない場合は省略可能です。 ★診断書は、年金証書の写しでも可能です。(その際、年金機構へ提出する同意書が必要です。)
等級変更	障がいの程度が変化した	★	●		●	
再交付	紛失・破損した		●		●	
再認定	有期認定による再認定を受ける	★	●		●	
氏名変更	氏名を変更する		●		●	
市内転居	市内で転居する			●	●	
返還	死亡・非該当の場合			●		

(注) 写真は縦4センチ、横3センチのサイズで、1枚必要です。

家庭用プリンターでの現像はお控えください。

なお、自立支援医療（精神通院）を受給している場合、有効期限を合わせることで、提出する診断書を1通（手帳用）でお手続きできる場合があります。

2 障害者総合支援法に基づくサービス

(1) 障害福祉サービスの利用

障がいにより、日常生活に介助を受けたいときや、就労に向けた訓練を受けたいときには、障害福祉サービスの利用ができます。

障害者手帳の等級ではなく、「障害支援区分」という、サービスを利用するための区分を用いて必要性を審査・決定します。

介護保険サービスを利用できる障がい者は、原則介護保険サービスが優先となります。（障害福祉サービス固有のサービスを除く。）

【障害福祉サービスの種類】

サービス種類	サービス内容
介護給付	自宅で入浴や排泄、食事などの介護をします。 (身体介護) 家事の援助（食事・買い物）を行います。（家事援助） 通院等（官公庁等の手続きも含む）の介助を行います。 (区分2以上ののみ)
	重度の障がいがあり、常時介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や、外出時の移動を補助します。
	視覚障がいがある方に、移動に必要な情報を提供します。（代筆・代読を含む） さらに移動の援護、排泄および食事等の介護も行う場合があります。
	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常時介護が必要な人に、必要な外出時の移動の補助をします。
	常時介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
	医療の必要な障がい者で、常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話をします。
	常時介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

第1章 障害者手帳と障がい者施策 2障害者総合支援サービス

サービス種類		サービス内容
介護給付	短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設において支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排泄、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助	グループホーム。地域で共同生活を営む人に、相談や日常生活上の援助をします。住居において入浴や排泄、食事の介護を行うこともできます。（障害支援区分要）
	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間における身体機能や生活能力向上のための必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 (A型)	通常の一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 (B型)	(A型…雇用型・B型…非雇用型)
	就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある人の相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、一定期間必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する知的・精神障がい等の人について、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。
指定相談支援	計画相談支援	障がいのある方の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向などを勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「サービス等利用計画案」の作成や、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。
	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退院した方や地域生活が不安定な人で、緊急時等の支援が必要な方に、「見守り」としての支援を行います。
	地域移行支援	施設や精神科病院に入院している人が、退院して地域生活を行うにあたり、住居の確保や活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援などの必要な相談・支援を行います。

第1章 障害者手帳と障がい者施策 2障害者総合支援サービス

【サービス利用までの流れ】

市役所へ相談・申請



相談支援事業所へ相談・契約

サービス利用にあたっては、どのようなサービスを利用して、どのような生活を送りたいかをまとめた、「サービス等利用計画案」の作成が必要です。

相談支援事業所に「サービス等利用計画案」の作成を依頼し、契約を行います。（ご自身で作成する「セルフプラン」を希望する場合、契約は必要ありません）



認定調査

市町村の調査員と面談し、全国共通の質問票により心身の状態や概況を調査します。（介護給付の場合、コンピューターによる一次判定を行います。）



(介護給付サービスの場合) 医師意見書の確認・審査会での二次判定

一次判定の結果・医師意見書の内容により、市町村審査会で二次判定を行い、非該当、又は区分1から6の認定が行われます。



サービス利用の意向聴取・サービス等利用計画案の提出

相談支援事業所と面談を行い「サービス等利用計画案」を作成し、市に提出します。

また、市からもサービス等利用計画案を見ながら、ご本人に聞き取りを行います。



支給決定

サービスの利用意向や障がいの状況、ご家族の状況などを総合的に判断し、支給決定を行います。



サービスの利用開始（サービス提供事業所と契約・利用）

第1章 障害者手帳と障がい者施策 2障害者総合支援サービス

【利用者負担】

サービスを利用するにあたっては、原則、ひと月に利用した総サービス費の1割が、利用者負担となります。

ただし、所得等に応じて、4区分の利用者負担額の上限が設定されており、その月に利用したサービス量にかかわらず、1割分が利用者負担額を超えた場合、上限以上の負担はありません。（負担上限が0円の世帯は、利用者負担はありません。）

利用者負担上限額を定める所得区分は、障がい者が所属する世帯の所得等を計算し、決定されます。

○所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

○障害福祉サービスの利用者負担額は下記のとおりです。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満） に属する障がい児 ※入所施設利用の場合を除く	4,600円
	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） に属する障がい者 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループ ホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

介護保険サービスと障害福祉サービスを併給している障がい者や、世帯の中で複数の人がサービスを利用している世帯で、それぞれの負担額の合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費の支給により、利用者負担が軽減されます。また、65歳以上のある一定要件を満たす方には、介護保険の利用にかかる自己負担の一部を軽減する制度もあります。

対象の方には別途案内します。

(2) 補装具費の給付

身体に障がいのある方が抱えておられる生活のしづらさを改善するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具の費用を支給する制度です。

障がいとして認定されている部位に即した用具が対象となります。

○代表的な給付用具

義肢・義足、車いす、装具、姿勢保持装置など
(詳しくは各障がいのページをご参照ください。)

【申請に必要な書類】

- ・申請書
- ・京都府と契約している業者の見積もり
- ・その他必要な書類（品目によっては医師意見書・処方箋が必要です）
- ・マイナンバーのわかるもの・・・本人とその配偶者、18歳未満の児童は保護者全員分必要です。

【利用者負担】

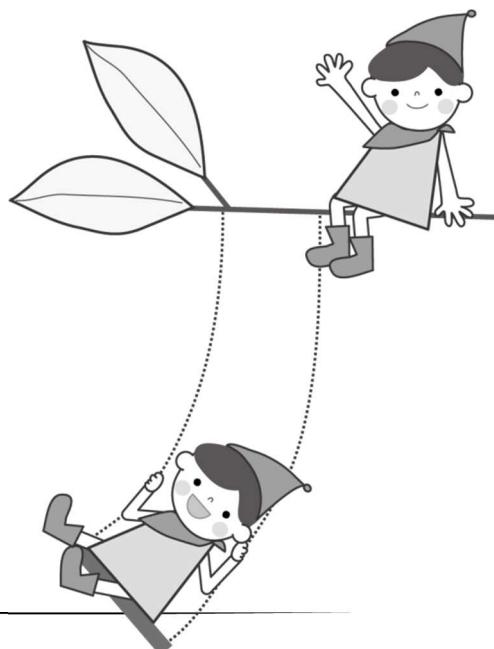
費用は、厚生労働省の定める金額の範囲であれば、利用者負担額はありません。
(京田辺市の独自補助事業による。)

【利用にあたっての注意】

原則障がいの部位について、1つの支給となります。また、耐用年数内の再支給はできません。

品目についての詳しい案内は、各障がいのページをご参照ください。

車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえは、原則、介護保険制度が優先されます。



(3) 自立支援医療（更生医療・育成医療）

身体に障がいのある方に対し、その障がいの部位に対して治療を行うことで、障がいの程度が軽減したり、障がいを取り除いたりする場合、必要な治療の費用を支給する制度です。

ただし、都道府県（政令指定都市）の指定する医療機関、指定薬局、指定訪問看護事業所で治療を受ける場合に限ります。医療機関の確認は障がい福祉課までおたずねください。※なお、府外の医療機関については、直接そちらへお問い合わせください。

【必要な書類】

- 申請書
 - 医師意見書
 - 概算内訳書
 - 加入している健康保険証の写し
 - 同意書、マイナンバーのわかるもの…同一保険加入者全員分必要です。
 - 人工透析（血液透析・CAPD）を受ける方は、「特定疾病療養受給者証」
- 京都府所定の様式による

○更生医療

- 対象者：18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方
- 対象となる医療：各障がいのページをご参照ください。

○育成医療

- 対象者：18歳未満の児童であって、手術等によって障がいや疾患の改善が見込まれる者
- 対象となる医療
 - ①視覚障がいによるもの
 - ②聴覚・平衡機能障がいによるもの
 - ③音声・言語・そしゃく機能障がいによるもの
 - ④肢体不自由によるもの
 - ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸・小腸又は肝臓の機能障がいによるもの
 - ⑥⑤以外の先天性内臓機能障がいによるもの
 - ⑦ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能によるもの

【利用者負担】

対象となる治療に対し、各月の総医療費の1割が自己負担となります。
(差額ベッド代、文書料など保険制度外の自己負担分は対象外です)
ただし、世帯の所得等に応じて、利用者負担額の上限が設定されています。

第1章 障害者手帳と障がい者施策 2障害者総合支援サービス

(次ページ参照)

1 か月の自己負担支払額が表の上限月額を超えた場合、上限以上の負担はありません。(負担上限が0円の世帯は、利用者負担はありません。)

○所得を判断する際の算定の対象範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲		
更生医療 育成医療	国民健康保険	障がい(児)者と同一保険加入者全員	
	社会保険	被保険者	
	後期高齢者医療	障がい者のみ (ただし配偶者も後期高齢者医療の場合は、配偶者も含む)	

! 注意 !

健康保険制度の給付が先に適用されます。高額な医療を受ける場合は「高額療養費制度」も適用になりますので、各健康保険組合でお手続きをお願いします。

【更生医療 自己負担上限額】

所得区分		上限月額			
		国制度		京田辺市制度	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
生活保護		0円			0円
市民税 非課税	収入が年間80万9千円(障害基礎年金2級相当)以下	2,500円			
	上記以外	障害基礎年金 1級及び特別 障害者手当のみ	5,000円		1,250円
		上記以外			2,500円
市民税 課税	市民税所得割3万3千円未満		5,000円	10,000円	2,500円
	市民税所得割23万5千円未満	市民税所得割16万円未満	医療保険の 自己負担限 度額	18,600円	5,000円
				37,200円	
	市民税所得割23万5千円以上		給付対象外	20,000円	給付対象外

※京都府の独自助成事業により、国制度よりもさらに軽減措置が図られています。

第1章 障害者手帳と障がい者施策 2障害者総合支援サービス

【育成医療 自己負担上限額】

所得区分		上限月額	
		国制度	京田辺市制度
生活保護		0円	0円
市民税非課税	収入が年間80万9千円（障害基礎年金2級相当）以下 ※保護者全員の所得で判断	2,500円	1,250円
	上記以外 ※保護者全員の所得で判断	5,000円	
	上記以外	2,500円	
市民税課税	市民税所得割3万3千円未満	5,000円	5,000円
	市民税所得割 3万3千円以上23万5千円未満	10,000円	10,000円
	市民税所得割23万5千円以上	給付対象外	給付対象外



(4) 自立支援医療（精神通院）

精神科で継続して治療を受ける必要がある場合、必要な治療の費用を支給する制度です。（入院は対象外です。）

対象となる治療に対し、各月の総医療費の1割が自己負担となります。

（文書料など保険制度外の自己負担分は対象外です）

ただし、世帯の所得等に応じて、利用者負担額の上限が設定されています。（下記参照）

1 か月の自己負担支払額が表の上限月額を超えた場合、上限以上の負担はありません。（負担上限が0円の世帯は、利用者負担はありません。）

なお、都道府県（政令指定都市）の指定する医療機関、指定薬局、指定訪問看護事業所で治療を受ける場合に限ります。医療機関の確認は障害福祉課までおたずねください。

また、医療機関を変更する場合はその都度申請が必要です。

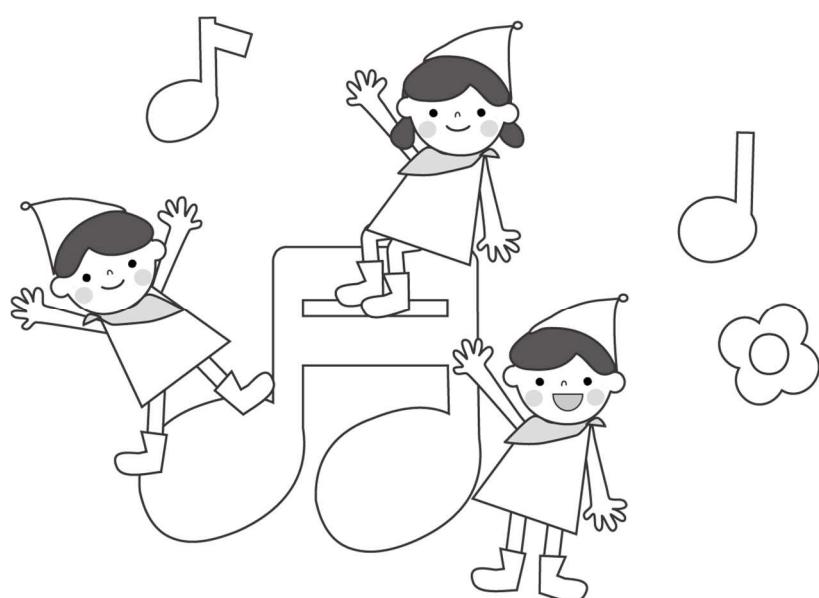
○所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

世帯の範囲	
国民健康保険	障がい者(児)と同一保険加入者全員
社会保険	被保険者
後期高齢者医療	障がい者のみ (ただし配偶者も後期高齢者医療の場合は、配偶者も含む)

第1章 障害者手帳と障がい者施策 2障害者総合支援サービス

【精神通院 自己負担上限額】

所得区分			上限月額			
			国制度		京田辺市制度	
			一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
生活保護			0円			0円
市民税 非課税	収入が年間80万9千円（障害基礎年金2級相当）以下		2,500円			
	上記以外	障害基礎年金 1級及び特別 障害者手当のみ	5,000円		1,250円	
		上記以外			2,500円	
市民税 課税	市民税所得割3万3千円 未満		医療保険の 自己負担限 度額	5,000 円	10,000円	2,500円
	市民税所得割 23万5千円 未満	市民税所得割 16万円未満		10,000円	18,600円	5,000円
		市民税所得割 16万円以上			37,200円	
	市民税所得割23万5千円以上		給付対象外	20,000円	給付対象外	20,000円



(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して、社会参加や余暇活動のための外出時に、ヘルパーを派遣してもらい、外出先での介助を行う事業です。

【対象者】

障がい種別	対象者
身体障がい児・者	身体障害者手帳3級以上で、下肢・体幹・運動・心臓・腎臓・呼吸器に該当する車いす常用者
知的障がい児・者	療育手帳の所持者、または 障害福祉サービスの支給決定の有無・ 診断書等にて判断
精神障がい児・者	精神障害者保健福祉手帳の所持者、または 障害福祉サービスの支給決定の有無・ 診断書等にて判断

利用については、1日8時間まで、月60時間まで利用できます。
(8時間を超える利用を希望される場合は、利用日の2週間前までに市に別途申請が必要です。)

児童は、夏休み期間である8月に限り、1ヶ月70時間まで利用できます。
また、身体的な理由により2人による介助が必要な場合も申請が必要です。

○注意事項

- ・障害福祉サービスで支給される通院の介助や、通勤や通学・通所、団体活動への参加などの長期間にわたって継続して行う定期的な外出は、原則対象となりません。ただし、児童の通学に限り、片道30分（往復1時間）までは利用が可能です。
- ・障害福祉サービスで外出時の支援を利用している方は、原則利用できません。
- ・利用に際しては、公共の交通機関を利用して下さい。（ヘルパーが自動車を運転しての介助は認めていません）
- ・ヘルパーの移動に伴う交通費、入場料等の諸経費については、利用者の負担になります。

【利用者負担】

月30時間までは無料です。30時間を超えると1時間ごとに1割負担が発生します。（その日の単価分の1割となります。）

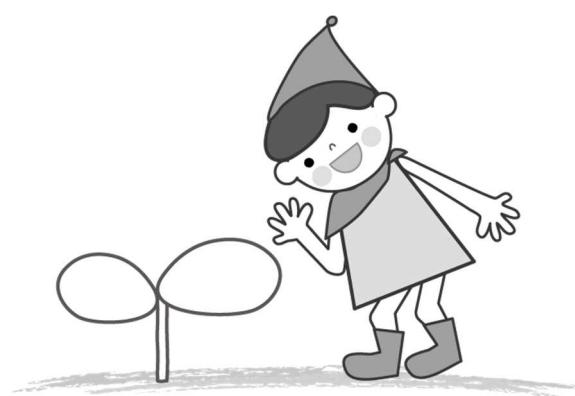
第1章 障害者手帳と障がい者施策 2障害者総合支援サービス

【移動支援単価表】

	利用時間	基本単価（円）※
身体介護を伴う	30分未満	2,652円
	30分以上1時間未満	4,195円
	1時間以上1時間30分未満	6,102円
	1時間30分以上2時間未満	6,961円
	2時間以上2時間30分未満	7,821円
	2時間30分以上3時間未満	8,692円
	以後30分ごと	859円
児童通学・身体介護を伴わない	30分未満	1,087円
	30分以上1時間未満	2,061円
	1時間以上1時間30分未満	2,880円
	以後30分ごと	725円
加 算		
午後6時から午後10時まで 25%に相当する額		
午後10時から午前6時まで 50%に相当する額		
午前6時から午前8時まで 25%に相当する額		

※ 上記は京田辺市の事業所を利用した場合です。

京田辺市以外の一部の事業所（京都市、枚方市等）については、地域区分に応じ、基本単価に一定の割合を乗算した単価で積算します。詳しくはご利用の事業所に確認してください。



(6) 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行う事業です。（障害児通所事業と違い、療育プログラムなどはありません。）

【対象者】

障がい種別	対象者
身体障がい児・者	身体障害者手帳の所持者、または障害福祉サービスの支給決定の有無にて判断
知的障がい児・者	療育手帳の所持者、または障害福祉サービスの支給決定の有無・診断書にて判断
精神障がい児・者	精神障害者保健福祉手帳の所持者、または障害福祉サービスの支給決定の有無・診断書にて判断

利用については、1日8時間まで、月60時間まで利用できます。

【利用者負担】

月30時間までは無料です。30時間を超えると1時間ごとに1割負担が発生します。（その日の単価分の1割となります。）

区分	単価
障害支援区分5、6（児童の場合、区分3）	1,200円／1時間
障害支援区分1～4（児童の場合、区分1、2）	900円／1時間
重症心身障がい児者	1,350円／1時間

(7) 重度障害者等日常生活用具給付事業

在宅で生活されている、重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるため、各種用具を給付します。（補装具費の支給と違い、身体機能を補完・代替する用具ではなく、日常生活をしやすくするための用具です。）

○代表的な給付用具

ストーマ用装具（尿路系・消化器系）、紙おむつ、特殊寝台・特殊マット、入浴補助用具、電動式たん吸引器、聴覚障がい者用FAX、住宅改修など。
詳しい用具の内容については各障がいのページをご参照ください。

【注意事項】

- 用具ごとに対象となる障がいと等級の基準があります。
- 用具ごとに用具の基準額、耐用年数が定めてあります。耐用年数以内の再交付は原則できません。
- 修理はできません。

【必要な書類】

- 申請書
- 京田辺市と契約している業者の見積もり
- （必要に応じて）医師意見書

【利用者負担】

障がい児・者が属する住民票上の世帯員全員の課税状況によって決まります。

所得区分	世帯の収入状況	負担額
非課税世帯	生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯	0円
課税世帯	市町村民税課税世帯	市が定める用具の価格の1割

(8) 重度身体障害者等訪問入浴サービス事業

家族等による入浴が困難で、かつ、当該障がい者等の状況により移送が困難な身体障がい者等の方に対し、移動入浴車を派遣して家庭で入浴することを支援することで、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

利用回数は、週1回としています。
ただし、7月から9月までの夏期期間中は、週2回が限度となります。

【対象者】

下記以外の、京田辺市在住の重度身体障がい者。

- (1) 介護保険法による介護給付または予防給付を受けることができる者
- (2) 障害者総合支援法による障害福祉サービスの介護給付の決定を受け、
 入浴サービスが利用できる者
- (3) 入院治療を要する者
- (4) 医師が入浴を適当でないと認めた者
- (5) その他特に利用対象者として適当でないと市長が認める者

【利用者負担】

障がい児・者が属する住民票上の世帯員全員の課税状況によって決まります。

所得区分	世帯の収入状況	負担額
非課税世帯	生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯	0円
課税世帯	市町村民税課税世帯	市が定める単価 の1割

(9) 手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要がある者に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図る事業です。

【対象者】

- (1) 聴覚障がい者等
- (2) 京都府、京田辺市、京田辺市社会福祉協議会等の公的機関及び障がい者団体
- (3) その他催事の主催者（派遣費用は負担していただきます。）

【対象となる事業】

①聴覚障がい者等が依頼する場合

- (1) 医療機関の受診、相談又は健康診断を受ける場合
- (2) 官公庁、学校その他公的機関において行う手続き、相談又は事業に参加する場合
- (3) 就職面接、労働条件協議その他就労に関する活動を行う場合
- (4) 会議、研修会等に参加する場合
- (5) 冠婚葬祭、自治活動など、家庭生活又は地域活動を行う場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるもの

②公的機関・障がい者団体等催事の主催者が依頼する場合

研修会、講演会、会議、交流事業その他の事業のうち、市長が適当と認めるもの。

ただし、営利を目的として行われる場合や個人の趣味又は娯楽に関する場合、政治的行為又は宗教的な目的を有していると認められる場合は認めません。

【利用にあたっての注意】

利用を希望する場合は、聴覚障がい者等は派遣を必要とする日の1週間前までに市に派遣申請書の提出が必要です。

ただし、公的機関・障がい者団体等催事の主催者は、派遣を必要とする日の1月前までに提出してください。

また、派遣する地域は、本市及び近隣市町村です。それ以外の地域への派遣を希望する場合は、障がい福祉課にご相談ください。

(10) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度利用に際して支援を行うことにより、自らが希望する自立した生活ができる環境の整備を支援する事業です。

事業の内容は3つに分かれています。

- (1) 親族による申立てができない場合、市長が裁判所に成年後見審判の申立てを行います。
- (2) 成年後見審判の申立てに必要な手数料、登記印紙代、診断書作成費、鑑定費用その他の費用の助成を行います。
- (3) 審判により選任された、成年後見人、保佐人及び補助人の業務に対する報酬等の助成を行います。

1 市長が申立てを行う対象者

療育手帳又は精神保健福祉手帳を持っており、なおかつ下記の①及び②の要件に両方当てはまる方

①下記のいずれかに当てはまる方

- (1) 本市に住民登録のある方
- (2) 介護保険法第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居中の本市被保険者
- (3) 障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設に入所中の本市支給決定対象者
- (4) 生活保護法第19条第3項の規定により、施設に被保護者を入所させ、又は入所、養護若しくは介護扶助を委託して行う場合において、本市が保護を実施する者

②下記のいずれかの理由により、親族申立てができない方

- (1) 配偶者及び2親等内の親族がないこと。
- (2) 配偶者及び2親等内の親族があっても、申立てを拒否していること。
- (3) 配偶者及び2親等内の親族があっても、虐待の事実等があること。
- (4) 配偶者及び2親等内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状況にあること。

なお、申立てを市長に依頼することのできる人は、次のとおりです。

- (1) 民生児童委員
- (2) 親族以外で対象者の日常生活を援護している者

第1章 障害者手帳と障がい者施策 2障害者総合支援サービス

- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の代表者
- (4) 介護保険法第8条第24項に規定する介護保険施設の代表者
- (5) 医療法第1条の5に規定する病院、診療所又は同法第7条第2項第4号の療養病床の代表者

2 申立てに必要な手数料等を助成

- (1) 生活保護受給者
- (2) 成年後見人等に対する報酬等を負担することで、生活保護法に定める要保護者と同等の状態になると認められるとき。

3 後見等の開始後に必要な後見人等への報酬等を助成

- (1) 生活保護受給者
- (2) 成年後見人等に対する報酬等を負担することで、生活保護法に定める要保護者と同等の状態になると認められるとき。

上記の支援を受けるためには、それぞれ申請が必要です。

支援を受けようとするときは、障がい福祉課までご相談ください。

なお、認知症高齢者も同様の制度を利用できます。

高齢者に関するご相談は高齢者支援課 (TEL:0774-63-1307・FAX:0774-63-5777)となります。

(11) 身体障害者自動車運転免許取得教習費助成事業

障がい者の社会参加の促進を目的に、自動車運転免許の取得をした身体障がい者に対して、取得に要した教習費の一部を助成する事業です。

【対象者】

- (1) 教習開始 3 か月以前から、助成金交付申請の日まで引き続き京田辺市に住所を有する者で、身体障害者手帳の交付を受けたもの
- (2) 第 1 種普通自動車免許に係る免許証の交付を受けた者で、免許証交付の日から 1 か月以内に助成金の交付申請をしたもの
- (3) 対象者及び対象者の属する世帯員の申請日の属する年度（申請日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）の市町村民税所得割合計額が 160, 000 円未満の世帯の者

【助成額】

免許証を取得した場合において、その取得のために要した教習費のうち、15 万円を限度として助成します。

(12) 身体障害者自動車改造助成事業

就労等の目的で、身体障がい者自ら自動車を所有して運転するために、必要な自動車の改造を行った場合、改造に要した費用の一部を助成する事業です。

【対象者】

- (1) 京田辺市に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要があり、公安委員会から自動車改造を条件として交付された運転免許証を現に所持する者
- (3) 対象者及び対象者の属する世帯員の申請日の属する年度（申請日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）の市町村民税所得割合計額が 160, 000 円未満の世帯の者

【助成額】

操向装置及び駆動装置の改造に要する経費を対象に、10 万円を限度として助成します。

ただし、両上肢機能障がい 1 級の運転に必要な改造に要する経費の助成額については、別途障害福祉課にご相談ください。

(13) 地域活動支援センター事業

障がい児・者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る事業で、各センターでは、それぞれの事業の特色により、3類型の事業に分かれています。

- (1) 地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するセンター
- (2) 地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用又は就労が困難な在宅の障がい者等に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するセンター
- (3) 地域活動支援センターⅢ型 通所による小規模な作業所の運営を行うセンター

【対象者】

本市在住の障がい者

利用のご相談については、障がい福祉課までおたずねください。



3 児童福祉法に基づくサービス

(1) 障害児通所支援（児童デイサービス）

発達が気になるお子さんたちが、これからどうやったら生活しやすいのかを考え、教えていくことが療育指導です。

障害児通所支援事業では、発達段階を考慮して、日常の動作や社会的スキルについて、さまざまなプログラムを通じて訓練を行っています。

【サービスの種類】

サービス種類	サービス内容
児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、集団での過ごし方について訓練を行ったりする。 未就学児のうち、肢体不自由がある児童に対して理学療法等の機能訓練を行ったり、医療的ケア等が必要な児童に対して、医療的管理下での支援を行ったりする。
放課後等デイサービス	就学児に対して、授業の終了後や学校の休業日に通所して、生活能力の訓練や社会との交流を促す支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、サービスを受けるのに外出が困難な児童に対し、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与、集団での過ごし方について訓練を行ったりする。
保育所等訪問支援	保育所や学校など、普段児童が過ごしている施設に訪問して、集団の中で過ごしやすくするための支援を行う。

【利用者負担】

サービスを利用するにあたっては、原則、ひと月に利用した総サービス費の1割が、利用者負担となります。

ただし、所得等に応じて、4区分の利用者負担額の上限が設定されております。
(次ページ参照)

その月に利用したサービス量にかかわらず、1割分が利用者負担額を超えた場合、上限以上の負担はありません。(負担上限が0円の世帯は、利用者負担はありません。)

利用者負担上限額を定める所得区分は、保護者が所属する世帯の所得等を計算し、決定されます。

第1章 障害者手帳と障がい者施策 3 児童福祉法サービス

○障害児童通所支援の利用者負担額は下記のとおりです。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満） に属する障がい児	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

《各種減免制度があります》

（1）未就学児無償化

満3歳になって初めての4月1日から3年間、利用者負担額が0円となります（※1）。

（2）多子軽減

就学前の障害児通所支援を利用されている第2子以降の児童で、①又は②の要件に該当する場合、利用者負担額が軽減されます。

- ① 年収360万円未満相当世帯で、児童や保護者に監護されていた者がいる場合、就学前の障害児通所支援利用児童で第2子以降の児童
- ② 兄又は姉が幼稚園等（※2）に通園しており、就学前の障害児通所支援（※3）利用の第2子以降の児童

（※1）児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援が無料となる対象です。放課後等デイサービスは対象となりませんのでご注意ください。

（※2）幼稚園等とは幼稚園、保育園、特別支援学校の幼稚部、障害児通所施設、認定こども園を指します

（※3）児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援となります。放課後等デイサービスは対象となりませんのでご注意ください。

●多子軽減適用後の利用者負担額

	対象者	多子軽減適用後の利用者負担額
1	多子軽減の対象となった第2子	障害児通所支援の総費用の100分の5
2	多子軽減の対象となった第3子以降	0円

第1章 障害者手帳と障がい者施策 3 児童福祉法サービス

（3）京都府障害児等福祉サービス等支援給付金

京都府が定める対象の事業所を利用する場合、国が定めた自己負担上限額をさらに軽減します。（次ページ参照）

また、事業所での食費についても、【食費の軽減】のとおり、軽減します。

京都府が定める施設…「指定知的障害児施設等」または「重症心身障害児（者）通園事業を実施する施設」のいずれかの施設であった事業所

《京都府下の施設》

府立こども発達支援センター、ひなどり学園、ポッポ、こぐま園、むくの木学園、洛西愛育園、きらきら園、空の鳥幼稚園、うさぎ園、ひばり学園、舞鶴こども療育センター、花ノ木医療福祉センター

※以上の事業所のほか、要件を満たす他府県の事業所を利用されている方についても対象になりますので、ご相談ください。

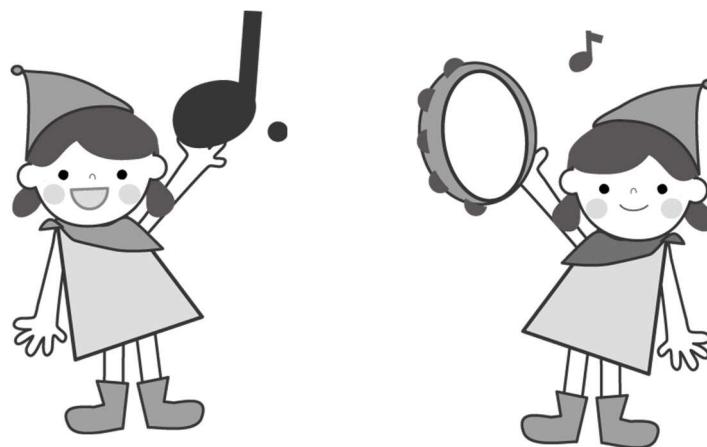
○軽減後の自己負担額は下記のとおりです。

所得階層区分	国制度	京都府制度
生活保護受給世帯	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
市町村民税課税世帯		
市町村民税均等割のみ（☆）		500 円
〃 所得割額（※）3.3 万円未満（☆）	4, 600 円	600 円
〃 3.3 万円以上 8 万円未満		600 円
〃 8 万円以上 16 万円未満		4, 000 円
〃 16 万円以上 23.5 万円未満		国制度どおり（対象外）
〃 23.5 万円以上 28 万円未満		
〃 28 万円以上	37, 200 円	

（※）市町村民税所得割額は、平成 22 年度税制改正の年少扶養控除及び 16 歳～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ廃止の影響を避けるため、市町村で計算します。そのため、実際の課税額とは異なる場合があります。

【食費の軽減】

- 生活保護受給世帯の保護者の児童の食費は、府が全額負担します。
- 市町村民税非課税世帯であって、母子世帯等（※※）である保護者の児童の食費は、府が全額負担します。
(※※) 母子世帯等……扶養義務者のいない世帯、配偶者のいない世帯、または障がいに係るサービスを受けていない障がい児（者）のいる世帯
- 上記の（☆）の所得階層区分である保護者の児童の食費の一部を府が負担します。



4 その他の制度

(1) 福祉医療（重度心身障害児（者）医療費助成制度）・

重度心身障害老人健康管理事業

一定以上の障がいをお持ちの方が、医療機関等にかかる場合の医療費（保険適用分）の一部負担金を助成する制度です
(検診などの保険外診療は対象となりません)。

年齢等によって、適用される制度が違いますが（下記参照）、制度の内容は同じです。

お手続きは 国保医療課 (TEL:0774-64-1374・FAX: 0774-63-1567) が窓口となっています。

また、1年ごとに更新の申請が必要になります。

制度	年齢
福祉医療 (重度心身障害児（者）医療費助成制度)	75歳未満で、「重度心身障害老人健康管理事業」対象者以外
重度心身障害老人健康管理事業	・75歳以上 ・65歳以上で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

【対象者】

下記のいずれかの障がいがある方

- (1) 身体障害者手帳 1級または2級をお持ちの方
- (2) IQ35 以下の方（療育手帳 A相当をお持ちの方）
- (3) 身体障害者手帳 3級をお持ちで、IQ50～36（療育手帳 B相当をお持ちの方）の方
- (4) 精神障がいのある方で障害基礎年金 1級または2級を受けておられる方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳 1級を所有する方
- (6) 精神障害者保健福祉手帳 2級と身体障害者手帳 3級を所有する方
- (7) 精神障害者保健福祉手帳 2級を所有し、IQが概ね50以下（療育手帳 Bをお持ちの方）

(2) 障害基礎年金・障害厚生年金

一定の障がいがある方に対して、支給される年金です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。

申請には障害基礎年金申請用診断書を日本年金機構に提出しなければなりません。

お問い合わせは市民年金課 年金係 (TEL:0774-64-1333・FAX: 0774-63-1295)となります。

厚生年金に加入している間に初診日がある方へは、障害厚生年金が支給される可能性があります。

障害厚生年金についてのお問い合わせは、京都南年金事務所 (TEL:075-644-1165・FAX: 075-641-8738)となります。

国民年金（障害基礎年金）	
支給要件	<p>1 国民年金に加入している間に初診日があること。 ※20歳前や、60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。</p> <p>2 一定の障がいの状態にあること。</p> <p>3 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。</p> <p>(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。</p> <p>(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。</p>

第1章 障害者手帳と障がい者施策 4 その他の制度

障害認定時	<p>初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障がいの状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障がいの状態となったとき。</p> <p>※ 例えば、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月以内に、次の1~7に該当する日があるときは、その日が「障害認定日」となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人工透析療法を行っている場合は、透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日 2 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日 3 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した場合は、装着した日 4 人工肛門又は新膀胱の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は手術を施した日 5 新膀胱を造設した場合は、造設した日 6 切断又は離断による肢体の障がいは、原則として切断又は離断した日（障害手当金又は旧法の場合は、創面が治癒した日） 7 喉頭全摘出の場合は、全摘出した日 8 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日
年金額	<p>【1級】</p> <p>昭和31年4月2日以降生まれの方 1,039,625円+子の加算額※ 昭和31年4月1日以前生まれの方 1,036,625円+子の加算額※</p> <p>【2級】</p> <p>昭和31年4月2日以降生まれの方 831,700円+子の加算額※ 昭和31年4月1日以前生まれの方 829,300円+子の加算額※</p> <p>※子の加算額 2人まで 1人につき 239,300円 3人目以降 1人につき 79,800円</p> <p>⇒子の加算額はその方に生計を維持されている子がいるときに加算。なお、子とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子。</p>
障害認定基準	厚生年金保険法施行令等に定める規定

(3) 特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅生活を送る重度障がい児・者に対して支給される手当です。

支給にあたっては、法に定める障がい程度の要件・所得制限の要件の両方を満たす必要があります。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

特別障害者手当：20歳以上で、著しい重度障がいのため日常生活において常時介護が必要な方に支給される手当

障害児福祉手当：20歳未満で、重度障がいのため日常生活において常時介護が必要な方に支給される手当

【手当額】

特別障害者手当：月額29,590円

障害児福祉手当：月額16,100円

※手当は3か月に1回（2・5・8・11月）支給されます。

※受給者として認定された場合、申請月の翌月分の手当から支給されます。

（4月に申請→5月分から支給開始）

【対象者】

- ・特別障害者手当…下記のいずれかに該当する場合
 - 別表アから2つ以上該当
 - 別表アに1つ該当し、かつ別表イから2つ以上該当
- ・障害児福祉手当：別表ウから1つ以上

両手当とも、所定の様式による診断書の提出が必要です。

＜別表ア＞

- 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20以下のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの

第1章 障害者手帳と障がい者施策 4 その他の制度

- 4 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

＜別表イ＞

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障がいを有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 1上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は1上肢のすべての指を欠くもの若しくは1上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考／別表ア・イ共通) 視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。

＜別表ウ＞

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、そ

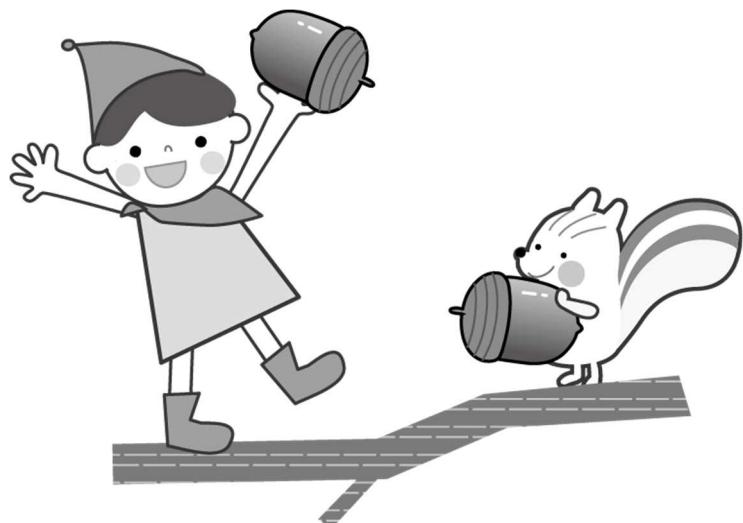
第1章 障害者手帳と障がい者施策 4 その他の制度

の状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

【支給に係る注意点】

- 両手当とも、本人・配偶者・扶養義務者（民法の規定による。直系血族および兄弟で、実態として本人の生計を維持しているもの）の所得状況によっては、当該課税年度内の手当の支給が停止します。
(扶養人数や、老人・年少など被扶養者の年齢によるので控除額は一律ではありません。)
また、毎年8月には、所得の状況を確認します。
- 在宅生活であることが前提であるため、3ヶ月を超えて入院中（特別障害者手当のみ）や、障害児入所施設・障害者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホームへ入所している場合は受給できません。
- 障害児福祉手当を受給していて、20歳に到達したときは自動的に受給資格が喪失となります。引き続き特別障害者手当の受給を希望する場合は、別途申請が必要です。
また、この場合、支給要件が異なるため、特別障害者手当の支給要件を満たさなければ却下となる可能性があります。



第1章 障害者手帳と障がい者施策 4 その他の制度

（4）特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）または父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する人に支給されます。（所得制限あり）

ただし、次のような場合には、手当を受けることができませんので注意してください。

- （1）手当を受けようとする人又は児童が日本に住んでいないとき
- （2）児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所しているとき
- （3）児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき

【手当額】

手当等級	1級	2級
手当の月額 (1人当たり)	56,800円	37,830円

手当の認定は京都府が行います。

手当の相談・申請は、子育て支援課（TEL:0774-64-1376・FAX:0774-64-7077）へお問い合わせください。

（5）京田辺市心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当

児童の更生の援助と健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、市独自の制度として手当を給付しています。

【対象者】

- （1）身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている、18歳未満の児童（京田辺市条例に定めるもの）を養育している者
 - （2）（1）に該当しないが、特別児童扶養手当を受給している者
- ※保護者と児童がともに本市に引き続き1年以上住民基本台帳に記録されている場合に、その保護者に支給されます（所得制限なし）

【手当額】児童1人につき 月額 2,400円

手当の相談・申請は、子育て支援課（TEL:0774-64-1376・FAX:0774-64-7077）へお問い合わせください。

(6) 心身障害者扶養共済制度・掛け金助成制度

障がいのある方のために、保護者が毎月一定の掛け金を納めることで、保護者が死亡・重度障がいとなったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

ご加入は口数単位でお申込みいただき、障がいのある方1人につき2口までご加入いただけます。

【支給される年金額】

1口加入の方	月額 2万円（年額 24万円）
2口加入の方	月額 4万円（年額 48万円）

【対象となる障がい者】

下記のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。（年齢は問いません。）

- (1) 知的障がい
- (2) 身体障害者手帳を所持し、その障がいが1級から3級までに該当する障がい
- (3) 精神又は身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障がいの程度が（1）又は（2）の者と同程度と認められる方

【加入できる保護者】

障がいのある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしている方です。

- (1) 加入時（口数追加の場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
例えば、4月5日に満65歳になる方は、4月1日現在では64歳ですから、翌年3月まではご加入いただけます。
- (2) 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。（健康状態等によっては、この制度にご加入いただけない場合があります。）
- (3) 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

【掛け金】

掛け金は、定められた日までに定められた方法で、掛け金免除になるまでの期間または脱退月まで、京都府に払い込む必要があります。（既に払い込んだ掛け金は返還されません。）

第1章 障害者手帳と障がい者施策 4 その他の制度

なお、所定の期間、掛金を滞納されたときは、加入者としての地位を失うことになります。

加入時の年度の4月1日時点の年齢	掛金月額（1口あたり） (平成20年度以降加入)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

掛金は、次の「要件1」「要件2」の両方に該当するまで払い込みが必要です。

「要件1」「要件2」の両方の要件に該当した後は、掛金の払込みは不要です。

要件1	加入日（口数追加分については口数追加日）から20年
要件2	加入日（口数追加分については口数追加日）から加入者が4月1日時点で満65歳である年度（4月1日から翌年3月31日まで）の加入応当日の前日までの期間

【手続きについて】

実施主体は京都府（都道府県）です。

加入や年金支給申請などのお手続きは、障がい福祉課を通じて行います。

また、加入者が他の都道府県・指定都市に転出されても、転出先での加入手続きにより継続してご加入いただけます。

※掛金助成制度について

京田辺市では、市独自制度として、扶養共済制度の加入者であって、掛金を払い込んでいる保護者に対し、掛金月額の3分の1を補助しています。

助成制度を受けようとする場合は、京都府の納入通知書が必要となります。

(7) 放送受信料免除申請

NHK の規定により、一定の障がいのある方に対して、放送料の免除が行われています。

免除の手続きには、市福祉事務所の証明（障がい福祉課で発行しています）を受けた上で、NHKへの申請が必要となります。

種別	要件
全額免除	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除	視覚障がい又は聴覚障がいで身体障害者手帳を持っている者が、世帯主で受信契約者の場合
	重度（1級又は2級）の身体障害者手帳を持っている者が、世帯主で受信契約者の場合
	重度（「A」判定）の療育手帳を持っている者が、世帯主で受信契約者の場合
	重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳を持っている者が、世帯主で受信契約者の場合

(8) 有料道路料金の障がい者割引制度

障がいのある方が有料道路を利用する際、一定の要件を満たしている場合、料金が半額になる制度です。

【対象者】

- ①障がい者本人が運転する場合
身体障害者手帳を交付されている者
- ②障がい者以外の方が運転し、障がい者本人が乗車する場合
 - ・身体障害者手帳を交付されていて、「第1種」の認定を受けているもの
 - ・療育手帳 A 判定の者

【自動車の範囲】

- ①車検証に「自家用」と記載されているもの。
- ②名義が本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等となっていること。
※ただし、上記の方が自動車を所有していないときは、本人を継続して日常的に介護している方の名義でも可。

第1章 障害者手帳と障がい者施策 4 その他の制度

※自動車を所有されていなくても制度を利用することができるようになりました。(ただし、申請は必要)

《注意事項》

- ETCで割引を受けるためには、障がい者お一人につき1台、事前登録が必要です。
障害者手帳を所持しているだけでは対象となりません。
- 割賦購入又は長期リースにより自動車を利用している場合、車検証の「所有者の氏名又は名称」「使用者の氏名又は名称」欄に個人名が記載されている場合、対象となります。
- 「事業用」の自動車は対象となりません。レンタカー、タクシー、代車等は登録できませんが、割引対象になる場合もあります。

【割引額】

通常料金の半額（10円単位切り上げ）

【お手続き】

- 障がい福祉課で事前登録が必要です。**

- 障害者手帳の別冊に証明シールを貼ります。
- ETCをご利用の方は、市が発行する「ETC 対象者証明書」を有料道路事業者に送付し、登録の申し込みをしてください。
- 登録が完了するまでは、ETC 料金は割引になりません。

※身体障害者手帳とマイナンバーカードの紐付けがされている方は、インターネットで申請可能です。

《必要なもの》

- 身体障害者手帳又は療育手帳（②～⑤がなくても登録できます）
- 自動車検査証又は軽自動車届出済証
- 運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ）
- ETC カード（本人名義のもの。未成年者は親権者の名義）
- ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等）



第1章 障害者手帳と障がい者施策 4 その他の制度

(9) 所得税、市・府民税の所得控除

障がい者本人、及び控除対象配偶者、扶養親族が下記の要件に当てはまる場合は、所得税、市・府民税の所得控除があります。

控除を受けようとする場合は必ず申告が必要になります。詳しくは下記お問い合わせ先にご確認ください。

【所得税の所得控除】

内容	対象者
障害者控除 (一人につき所得控除27万円)	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神保健福祉手帳2～3級
特別障害者控除 (一人につき所得控除40万円) (同居の特別障害者である場合75万円)	身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神保健福祉手帳1級

【市・府民税の所得控除】

内容	対象者
障害者控除 (一人につき所得控除26万円)	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神保健福祉手帳2～3級
特別障害者控除 (一人につき所得控除30万円) (同居の特別障害者である場合53万円)	身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神保健福祉手帳1級

【市・府民税の非課税限度額】

内容	対象者
前年の合計所得金額が135万円以下	各種障害者手帳を持っている人

【お問い合わせ先】

税の種類	お問い合わせ先	TEL・FAX
所得税	宇治税務署	0774-44-4141 (TEL)
市・府民税	京田辺市役所 市民部 税務課	0774-64-1317 (TEL) 0774-64-1308 (FAX)

(10) 自動車税の種別割・環境性能割減免、

軽自動車税の環境性能割減免

1 自動車税の種別割・環境性能割の減免

自動車税は普通自動車等の所有に対してかかる税金です。

京都府では、障害者の社会参加促進に一環として、自動車税の減免制度を設けています。

障がいの区分		身体障害者手帳に記載された障がいの程度
身体障がい者	視覚障がい	1～4級
	聴覚障がい	2～4級
	平衡機能障がい	3級・5級
	音声機能障がい（喉頭摘出によるものに限る） ※音声機能障がいの場合は、障がい者本人が所有（取得）かつ運転する自動車に限られます。	3級
	上肢不自由	1～3級
	下肢不自由	1～6級
	体幹不自由	1～3級・5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 1～3級
		移動機能 1～6級
	心臓機能障がい	1級・3級・4級
	腎臓機能障がい	
	呼吸器機能障がい	
	ぼうこう 又は直腸機能障がい	
	小腸機能障がい	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～4級
	肝臓機能障がい	

第1章 障害者手帳と障がい者施策 4 その他の制度

知的障がい者（療育手帳）	A 判定
精神障がい者	・精神障害者保健福祉手帳 1級又は国民年金法施行令別表に定める1級の精神障がいの状態と同程度の状態の方で、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている方

【対象となる自動車】

- (1) もっぱら障がい者本人が運転する自動車
- (2) 障がい者と生計を一にする方が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に運転する自動車
- (3) 障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に運転する自動車
- (注) 1 「障がい者と生計を一にする方」とは、一般的に生活をともにする親族をいいます。
- (注) 2 「もっぱら」とは、7割以上障がい者のために使用されていることをいいます。
- (注) 3 「障がい者のみで構成される世帯」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付され、その障がいの程度が上記に記載された一定の級の方のみで構成される世帯をいいます。
- (注) 4 「常時介護する方」とは、障がい者のみで構成される世帯の障がい者のために日常的に継続して運転される方で、福祉事務所長（町村長）の確認を受けた方をいいます。
- (4) 自動車検査証等に「自家用」と記載されているものであり、障がい者1人につき1台（軽自動車・バイクを含む。）に限ります。
- (注) 他の都道府県ナンバー及び、京都ナンバーであっても法人名義及びリースの自動車は、減免の対象になりません。
- (5) 所有者の要件を満たしていること。（次ページ参照）

第1章 障害者手帳と障がい者施策 4 その他の制度

【所有者の要件】

障がい者の状況・障がいの程度等	自動車の所有 (取得)者 (^{(注)1} 参照)	自動車の運転 者	
障がい者の方が 18歳以上の場合 (^{(注)2} 参照)	①障がい者の方が生徒または学生 ②重度の障がい者の方 (身体障害者手帳の1級または2級、療育手帳A) ③精神障がいの程度が1級または1級と同程度の方	障がい者本人または障がい者と生計を一にする方	障がい者本人または障がい者と生計を一にする方
	④上記①～③以外の場合	障がい者本人	障がい者本人または障がい者と生計を一にする方
障がい者の方が18歳未満の場合 (^{(注)2} 参照)	障がい者と生計を一にする方	障がい者と生計を一にする方	
音声機能障がいの方の場合	障がい者本人	障がい者本人	
障がい者のみで構成される世帯の障がい者の方の場合	障がい者本人	常時介護する方	

(注) 1 ローン返済中等、所有権留保付自動車の場合は、自動車検査証の使用者欄に記載された方を所有(取得)者とみなします。

(注) 2 障がい者の年齢が18歳未満であるかどうかは、新たに自動車を取得される場合には自動車の取得日現在で判定し、既に年度当初から所有されている場合には毎年4月1日現在で判定します。

【お問い合わせ先】

自動車税の種別 割・環境性能割	京都府 自動車税管理事務所	075-672-6155 (TEL) 075-672-2995 (FAX)
--------------------	------------------	--

第1章 障害者手帳と障がい者施策 4 その他の制度

2 軽自動車税の減免

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有に対してかかる税金です。

心身に障がいのある方が持つ車両の軽自動車税に対する減免制度があります。

【対象となる車両】

- ・障がい者本人が所有する車両
- ・障がい者と生計を共にする者が、主に障がい者のために継続的に使用する車両
- ・障がい者のみで構成する世帯の障がい者を常時介護する者が、主に障がい者のために継続的に使用する車両
- ・障がい者が使用するために製造、改造された車両

※障がいの程度によっては、障がい者本人が所有する車両に限る場合があります。

※障がい者一人につき車両一台までです。普通自動車で減免を受けている方は、軽自動車の減免を受けることができません。

※申請の際は、マイナンバーカードもしくは、マイナンバー通知カードが必要です。

毎年度の申請期間は、納税通知書発送日以後から、納期限までです。

【お問い合わせ先】

軽自動車税の種別割	京田辺市役所 市民部 税務課	0774-64-1317 (TEL) 0774-64-1308 (FAX)
-----------	-------------------	--



5 京田辺市独自事業

(1) 身体障害者更生援助費支給事業

障がい者の社会参加支援を目的として、一定程度の身体障がいを有する方が、介護保険により福祉用具の貸与を利用した場合の自己負担額の全額又は一部を助成する事業です。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

【対象者（65歳到達前に身体障害者手帳を取得した方に限定されます）】

福祉用具名	下肢機能障がい	体幹機能障がい
車いす 車いす付属品	1～3級 ※ただし、これ以下の等級であっても <u>上肢機能障がい2級を含めて認定されている場合は対象</u>	1～3級
歩行器	1～5級	1～5級
歩行補助つえ	1～6級	1～6級

申請にあたっては、申請書に介護保険でのレンタルの領収書が必要です。
内部障害は対象外です。

(2) 車いす等補装具貸与事業

病弱、障がい等の理由により一時的に補装具を必要とする方に対して、一定期間の貸与を行っています。

【対象者】

京田辺市内に在住しており、一時的に補装具等の使用が必要な方。
(身体障害者手帳の有無は問いません。)

【貸与する補装具】

- ・車いす
- ・歩行補助つえ
- ・盲人安全つえ

【貸出期間】

2ヶ月以内

貸与を希望される場合は、障がい福祉課へお問い合わせください。

(3) 携帯型磁気ループシステム貸出事業

難聴者に対し、コミュニケーションを容易にするため、携帯型磁気ループシステムの貸与を行っています。

【対象者】

- ・京田辺市内に在住している難聴者
- ・京田辺市内に所在する難聴者団体
- ・市内で開催する催事の主催者
- ・その他市長が認めた者

【貸出期間】

1週間

貸し出しを希望される場合は、障がい福祉課へお問い合わせください。

(4) 子どもの聞こえ支援事業

身体障害者手帳の交付対象にならない、軽・中度難聴児の健全な発育のために必要な補聴器を購入する際、費用の一部を助成する事業です。所得制限等要件がありますので、詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

【対象者】

以下のいずれにも当てはまる児童（18歳未満）の保護者で、京田辺市に住民票のある方

- ①聴覚障がいの身体障害者手帳の交付対象とならない児童
- ②医師（身体障害者手帳指定医師）に補聴器の装用を必要と認められた児童

【対象品目】

- ・国が定める、補装具費（9ページ参照）にかかる補聴器

※耐用年数は5年です。特段の事情がない限り、耐用年数内の再支給はしません。

【助成額】

国が定める、補装具費基準額の3分の2（1円未満切り捨て）

(5) 緊急通報装置の設置事業

在宅でひとり暮らしをされている障がい者に対し、緊急通報機器本体及び無線式携帯型端末機を貸与し、緊急時の連絡手段を確保するとともに、定期的な安否確認を行ったり、健康相談等に対し助言等を行ったりする制度です。

【対象者】

下記の全ての要件を満たす方

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 世帯員に市税の滞納がない。
- (3) 固定電話回線又は携帯電話回線がある。
- (4) 次のいずれかに該当し、心身の状態から安否確認が必要なため、緊急時の連絡手段として緊急通報装置の設置が必要と認められる方。
 - ① 身体障がい者
 - ② 精神障がい者
 - ③ 難病患者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外です。

- (1) 住民基本台帳に登録されている住所地以外に居住する場合
- (2) 福祉施設又は介護施設等に入所している場合
- (3) 同一敷地内に上記の規定に該当しない者又は65歳未満の者が居住している場合

利用を希望される方は、障がい福祉課までお問い合わせください。

また、75歳以上の方や、65歳以上で疾病のある方は、高齢者支援課
(TEL:0774-63-1307・FAX: 0774-63-5777)へご相談ください。



(6) 障害者施設通所交通費助成金交付事業

福祉サービスを提供する事業所に通所する障がい者に対し、通所に要した交通費の一部を助成することで、利用者の経済的負担を軽減する制度です。

【対象者】

障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）を利用している方

ただし、生活保護法による交通費の扶助を受けている場合は対象外です。

【助成金】

当該障害福祉サービスを提供する事業所に、公共交通機関を利用して最も経済的かつ合理的な経路及び方法により通所した場合の交通費に相当する額の2分の1に相当する額を助成します。（1円未満の端数を生じた場合は、その端数切り捨て）

なお、各交通機関の障がい者割引など、各種制度の適用を受けることができる場合は、適用後の額で計算します。事業所から交通費の助成がある場合は、助成後の額の2分の1で計算します。

1か月当たり1万円が限度額です。

(7) 福祉タクシー等支援事業

外出困難な障がい者に対して、外出時の支援を行い、社会参加の促進を目的に、タクシー料金及びガソリン代金（1ヶ月あたり1,000円）を助成する制度です。

タクシーチケットについては京田辺市と利用契約をしているタクシー会社での利用、ガソリン代金については、償還払（先に代金を支払っていただき、市に請求された後で代金を振込み）となります。（申請月により金額が異なります。）

【対象者】

障がいの内容		等級
身体障がい者	視覚障がい	1～3級
	下肢障がい・体幹機能障がい	1～3級
	上下肢機能障がい	1～2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓の機能の障がい	1級
	平衡機能障がい	3級
	療育手帳	A判定
精神障害者保健福祉手帳		1級

1 身体障がい

(1) 視覚障がい

1 障害福祉サービスの利用→5ページ参照

障がいにより、日常生活に介助を受けたいときや、就労に向けた訓練を受けたいときには、障害福祉サービスの利用ができます。

障害者手帳の等級ではなく、「障害支援区分」という、サービスを利用するための区分を用いて必要性を審査・決定しますので、別途お手続きが必要です。

※公共交通機関を利用して作業所等に通所する場合、通所交通費の一部を助成する制度もあります。(48ページ参照)

2 福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付→9ページ・18ページ参照

身体に障がいのある方が抱えておられる生活のしづらさを改善するために、さまざまな福祉用具の給付を行う制度です。

品目によっては、「補装具」と「日常生活用具」に分かれており、それぞれ手続きの流れや、利用者負担の考え方方が異なります。

また、品目ごとに、対象となる障がいの種類（日常生活用具は等級も）が定められています。

補装具費の詳しい説明は→9ページ

日常生活用具の詳しい説明は→18ページ

【視覚の方のための用具】

品目	内容	対象者	種別
盲人安全つえ 耐用年数：素材によって異なる	外出時に、前方の安全確保、歩行に必要な情報の収集、周囲への注意喚起を行い、安全に外出するための用具	視覚障がい者	補装具
義眼 耐用年数：2年	無眼球や眼球萎縮の方が、装着して容姿の改善を図るために装着する用具	視覚障がい者	補装具
眼鏡 耐用年数：4年	屈折異常や視力低下などの視力の改善や羞明感を和らげる 矯正眼鏡のほか、遮光眼鏡やコンタクトレンズ、弱視眼鏡も含まれる。	視覚障がい者	補装具

第2章 障がい別・利用できる支援—視覚

火災警報器 15,500円 耐用年数：8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせられるもの	2級以上 火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯	日常生活用具
自動消火器 28,700円 耐用年数 8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期消火しうるもの	2級以上 火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯	日常生活用具
電磁調理器 41,000円 耐用年数：6年	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚2級以上 盲人のみの世帯 18歳以上	日常生活用具
歩行時間延長信号機 用小型送信機 7,000円 耐用年数：10年	歩行者用の青色点灯時間を通常より長くしたり、信号機の操作ボタンを直接押すことなく、遠隔で操作したりして、安全に横断歩道を歩行する用具	視覚2級以上 学齢児以上	日常生活用具
盲人用体温計 (音声式) 9,000円 耐用年数：5年	音声で計測時間や体温を案内する体温計	視覚2級以上 学齢児以上	日常生活用具
盲人用体重計 18,000円 耐用年数：5年	音声で体重を案内する体重計	視覚2級以上 学齢児以上	日常生活用具
盲人用血圧計 15,000円 耐用年数：5年	音声で血圧を案内する血圧計	視覚2級以上 学齢児以上	日常生活用具

第2章 障がい別・利用できる支援—視覚

視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ 30,000円 耐用年数：6年	地上デジタル放送のテレビ音声を聴取することができるラジオ（AM、FM放送・緊急地震速報に対応しているもの）	視覚2級以上 学齢児以上	日常生活用具
情報・通信支援用具 100,000円 耐用年数：6年	コンピューターを操作するために必要となるソフトウェア	視覚又は上肢2級以上 学齢児以上	日常生活用具
点字ディスプレイ 383,500円 耐用年数：6年	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示す事ができるもの	視覚2級以上で必要と認められる者 18歳以上	日常生活用具
点字器 10,400円 耐用年数：7年	点筆を含み、視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚2級以上 学齢児以上	日常生活用具
点字タイプライター 63,100円 耐用年数：5年	障がい者が容易に使用できるもの	視覚2級以上（本人が就労・就学しているか、就労が見込まれる者に限る） 学齢児以上	日常生活用具
視覚障がい者用ポータブルレコーダー 85,000円 耐用年数：6年	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品	視覚2級以上 学齢児以上	日常生活用具

第2章 障がい別・利用できる支援—視覚

視覚障がい者用活字文書読上げ装置 99,800円 耐用年数：6年	文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換するもの	視覚2級以上 学齢児以上	日常生活用具
視覚障がい者用拡大読書器 198,000円 耐用年数：8年	読みたいものの上に画像入力装置を置き、拡大された画像をモニターに映し出せるもの	視覚障がい者 学齢児以上	日常生活用具
盲人用時計 触読式：10,300円 音声式：13,300円 耐用年数：10年	手指の触覚により時間を確認できる時計 手指の触覚に障がいがある場合は音声式も対応可	視覚2級以上 18歳以上	日常生活用具
点字図書 一般図書価格相当との差額	点字により作成された文書（年間6タイトル又は24巻を上限とする）	原則視覚2級以上	日常生活用具

3 自立支援医療（更生医療）→10ページ参照

障がいと認定された身体の部位の機能障がいを、除去したり軽減したりする医療を指定の医療機関で受ける場合は、医療費の一部が助成されます。

【対象となる医療】（指定医療機関でご相談ください）

角膜移植・虹彩切除術・白内障手術・網膜剥離術・虹彩癒着剥離術、緑内障手術等

4 日中一時支援事業→17ページ参照

介護者が不在の際に事業所内で活動の場を提供するサービスです。

5 障害児通所支援→25ページ参照

障がいのあるお子さんの発達を促し、機能訓練や生活能力の向上のための必要な訓練を提供します。（18歳未満のみ）

6 福祉医療・重度心身障害老人健康管理事業→29ページ参照

障害者手帳の総合等級が1級又は2級の方は、健康保険上の医療費の自己負担分が助成されます。

第2章 障がい別・利用できる支援—視覚

お手続きは 国保医療課 (TEL:0774-64-1374・FAX: 0774-63-1567) が窓口となっています。

また、1年ごとに更新の申請が必要になります。

7 障害基礎年金・障害厚生年金→30ページ参照

一定の障がいがある方に対して、支給される年金です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。

申請には障害基礎年金申請用診断書を日本年金機構に提出しなければなりません。

お問い合わせは市民年金課 年金係 (TEL:0774-64-1333・FAX: 0774-63-1295) となります。

8 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当→32ページ・35ページ参照

重度障がいがある方で、日常生活で常時介護が必要な方に対して、支給される手当です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。申請には手当用の診断書の提出が必要です。

9 京田辺市心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当（市制度）→35ページ参照

障害者手帳を交付されている児童を養育している保護者に対して手当を給付します。

10 心身障害者扶養共済制度・掛金補助制度→36ページ参照

障がいのある方のために、保護者が毎月一定の掛け金を納めることで、保護者が死亡・重度障がいとなったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

また、京田辺市独自制度として、掛金の補助も行っています。

身体障がいでは、1級から3級の手帳を持っている方が対象です。

11 放送受信料免除申請→38ページ参照

一定の障がいのある方に対して、NHKの放送受信料が免除されます。

【対象者】

全額免除	身体障害手帳を持っている人がいて、かつ世帯構成員が全員非課税
半額免除	視覚障がい者が世帯主で受信契約者

第2章 障がい別・利用できる支援—視覚

12 有料道路料金の障がい者割引制度→38ページ参照

身体障害者手帳をお持ちの方お一人につき、一台、有料道路を利用する際に割引が適用されます。(半額)

事前に市役所でのお手続きが必要です。手帳を持っているだけでは割引になりませんのでご注意ください。

13 タクシー券・ガソリン代金助成金の交付→49ページ参照

障害のある方の外出の支援として、対象者の方にはタクシー券・ガソリン代金助成を行っています。

【対象者】

視覚障がい	1～3級
-------	------

14 税金の所得控除・減免→40ページ・41ページ参照

各種税金の減免を受ける事ができます。(障害者手帳の等級によって、控除額が違います)

それぞれの税金によって申告や申請時期が異なっていますので、必ずご確認ください。

※自動車税は、視覚障がいの1級～4級が対象です。

15 緊急通報装置の設置→47ページ参照

身体障害者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、緊急時の連絡手段を確保します。

16 公共交通機関の割引

公共交通機関を利用する際に、障害者手帳を提示することで、割引を受ける事ができます。

割引の内容、対象者の考え方は各公共交通機関によって違いがありますので、必ず利用の前に係員にご確認ください。

(2) 聴覚・音声言語、そしゃく機能障がい

1 障害福祉サービスの利用→5ページ参照

障がいにより、日常生活に介助を受けたいときや、就労に向けた訓練を受けたいときには、障害福祉サービスの利用ができます。

障害者手帳の等級ではなく、「障害支援区分」という、サービスを利用するための区分を用いて必要性を審査・決定しますので、別途お手続きが必要です。

※公共交通機関を利用して作業所等に通所する場合、通所交通費の一部を助成する制度もあります。(48ページ参照)

2 福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付→9ページ・18ページ参照

身体に障がいのある方が抱えておられる生活のしづらさを改善するために、さまざまな福祉用具の給付を行う制度です。

品目によっては、「補装具」と「日常生活用具」に分かれており、それぞれ手続きの流れや、利用者負担の考え方方が異なります。

また、品目ごとに、対象となる障がいの種類（日常生活用具は等級も）定められています。

補装具費の詳しい説明は→9ページ

日常生活用具の詳しい説明は→18ページ

【聴覚・音声言語機能障がいの方のための用具】

品目・金額	内容	対象者	種別
補聴器 必要な部品によって異なる 耐用年数：5年	聴能の改善を図る	聴覚	補装具
火災警報器 15,500円 耐用年数：8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせられるもの	2級以上 火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯	日常生活用具
自動消火器 28,700円 耐用年数8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期消火しうるもの	2級以上 火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯	日常生活用具

第2章 障がい別・利用できる支援—聴覚・音声言語、そしゃく

聴覚障がい者用屋内信号装置 87, 400 円 耐用年数：10年	音・声音等を視覚、聴覚により知覚できるもの。	聴覚2級 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準する世帯)	日常生活用具
携帯用会話補助装置 98, 800 円 耐用年数：5年	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能があるもの	音声言語・肢体不自由 (発声・発語に著しい障がいを有する場合のみ)	日常生活用具
聴覚障がい者用通信装置 71, 000 円 耐用年数：5年	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、聴覚障がい児・者が容易に使用できるもの	聴覚・音声言語各3級以上 (これらの障がいを持つ方のみの世帯等に限る)	日常生活用具
聴覚障害者用情報受信装置 88, 900 円 耐用年数：6年	字幕及び手話通訳つきの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの	聴覚 3歳以上	日常生活用具
人工喉頭 笛式：5, 000 円 電動式：70, 100 円 耐用年数：5年	喉頭摘出した音声言語機能障がい者が容易に使用しうるもので音源を口腔内に導き構音化するもの	喉頭摘出した音声言語障がい者	日常生活用具

3 自立支援医療（更生医療）→10ページ参照

障がいと認定された身体の部位の機能障がいを、除去したり軽減したりする医療を指定の医療機関で受ける場合は、医療費の一部が助成されます。

第2章 障がい別・利用できる支援—聴覚・音声言語、そしゃく

【対象となる医療】（指定医療機関でご相談ください）

聴覚障がい：人工内耳術・外耳道形成術・鼓室形成術・人工鼓膜・穿孔閉鎖術、
鼓膜剥離術、等

音声言語そしゃく機能障がい：口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療、等

4 日中一時支援事業→17ページ参照

介護者が不在の際に事業所内で活動の場を提供するサービスです。

5 手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業→20ページ参照

医療機関への受診や官公庁での手続きなど、コミュニケーションを図る必要がある場合、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

6 身体障害者自動車運転免許取得教習費助成→23ページ参照

身体障害者手帳の交付を受けた方が、運転免許を取得する際の費用の一部を助成します。

7 身体障害者自動車改造助成事業→23ページ参照

身体障害者手帳の交付を受けた方が、自身で所有・運転するために必要な自動車改造費用の一部を助成します。

8 地域活動支援センター事業→24ページ参照

障がいのある方が、創作活動や生産活動を行ったり、社会との交流を図ったりする事業です。

9 障害児通所支援→25ページ参照

障がいのあるお子さんの発達を促し、機能訓練や生活能力の向上のための必要な訓練を提供します。（18歳未満のみ）

10 福祉医療・重度心身障害老人健康管理事業→29ページ参照

障害者手帳の総合等級が1級又は2級の方は、健康保険上の医療費の自己負担分が助成されます。

お手続きは、国保医療課（TEL:0774-64-1374・FAX: 0774-63-1567）が窓口となっています。

また、1年ごとに更新の申請が必要になります。

第2章 障がい別・利用できる支援—聴覚・音声言語、そしゃく

1 1 障害基礎年金・障害厚生年金→30ページ参照

一定の障がいがある方に対して、支給される年金です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。

申請には障害基礎年金申請用診断書を日本年金機構に提出しなければなりません。

お問い合わせは、市民年金課 年金係 (TEL:0774-64-1333・FAX: 0774-63-1295)となります。

1 2 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当→32ページ・35ページ参照

重度障がいがある方で、日常生活で常時介護が必要な方に対して、支給される手当です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。申請には手当用の診断書の提出が必要です。

1 3 京田辺市心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当（市制度）→35ページ参照

障害者手帳を交付されている児童を養育している保護者に対して手当を給付します。

1 4 心身障害者扶養共済制度・掛け金補助制度→36ページ参照

障がいのある方のために、保護者が毎月一定の掛け金を納めることで、保護者が死亡・重度障がいとなったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

また、京田辺市独自制度として、掛け金の補助も行っています。

身体障がいでは、1級から3級の手帳を持っている方が対象です。

1 5 放送受信料免除申請→38ページ参照

一定の障がいのある方に対して、NHKの放送受信料が免除されます。

【対象者】

全額免除	身体障害手帳を持っている人がいて、かつ世帯構成員が全員非課税
半額免除	聴覚障がい者が世帯主で受信契約者

第2章 障がい別・利用できる支援—聴覚・音声言語、そしゃく

16 有料道路料金の障がい者割引制度→38ページ参照

身体障害者手帳をお持ちの方お一人につき、一台、有料道路を利用する際に割引が適用されます。(半額)

事前に市役所でのお手続きが必要です。手帳を持っているだけでは割引になりませんのでご注意ください。

17 税金の所得控除・減免→40ページ・41ページ参照

各種税金の減免を受ける事ができます。(障害者手帳の等級によって、控除額が違います)

それぞれの税金によって申告や申請時期が異なっていますので、必ずご確認ください。

※自動車税は、聴覚障がいは2級～4級、音声言語機能障がい(喉頭摘出による、本人所有の自動車のみ)は3級が対象です。

18 緊急通報装置の設置→47ページ参照

身体障害者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、緊急時の連絡手段を確保します。

19 公共交通機関の割引

公共交通機関を利用する際に、障害者手帳を提示することで、割引を受ける事ができます。

割引の内容、対象者の考え方は各公共交通機関によって違いがありますので、必ず利用の前に係員にご確認ください。

(3) 肢体不自由

1 障害福祉サービスの利用→5ページ参照

障がいにより、日常生活に介助を受けたいときや、就労に向けた訓練を受けたいときには、障害福祉サービスの利用ができます。

障害者手帳の等級ではなく、「障害支援区分」という、サービスを利用するための区分を用いて必要性を審査・決定しますので、別途お手続きが必要です。

※公共交通機関を利用して作業所等に通所する場合、通所交通費の一部を助成する制度もあります。(48ページ参照)

2 福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付→9ページ・18ページ参照

身体に障がいのある方が抱えておられる生活のしづらさを改善するために、さまざまな福祉用具の給付を行う制度です。

品目によっては、「補装具」と「日常生活用具」に分かれており、それぞれ手続きの流れや、利用者負担の考え方方が異なります。

また、品目ごとに、対象となる障がいの種類（日常生活用具は等級も定められています。

補装具費の詳しい説明は→9ページ

日常生活用具の詳しい説明は→18ページ

【肢体不自由の方のための用具】

品目・金額	内容	対象者	種別
義肢（義手・義足） 必要な部品によって異なる	欠損した四肢の機能の補完のため、装着して使用する用具	肢体不自由	補装具
装具（上肢・下肢・体幹） 必要な部品によって異なる	関節の固定・保持や四肢の変形の矯正などを目的に装着して使用する用具	肢体不自由	補装具
車いす（電動車いす） 必要な部品によって異なる	歩行が不安定な状態の方が安全に移動を行うことを目的とした用具	肢体不自由	補装具
姿勢保持装置 必要な部品によって異なる	自力で姿勢を保持することが困難な方が、安定して姿勢保持ができるようにする用具	下肢・体幹	補装具

第2章 障がい別・利用できる支援—肢体不自由

歩行器 種類によって異なる	杖などでは歩行が不安定な方を、身体を支持することで安定して歩行できるようにする用具	下肢・体幹・ 平衡	補装具
歩行補助杖 種類によって異なる	自力では歩行が難しい方が、安定して歩行できるようにする用具	下肢・体幹・ 平衡	補装具
特殊寝台 154, 000 円 耐用年数：8年	腕や脚の訓練ができる器具が付帯し、頭部・足部の傾斜角度を調節することができるベッド	下肢・体幹 2級以上 学齢児以上	日常生活用具
特殊マット 19, 600 円 耐用年数：5年	褥瘡の防止、又は失禁などによる汚染や損耗を防止できる用具	下肢・体幹 1級 3歳以上	日常生活用具
特殊尿器 67, 000 円 耐用年数5年	ベッドから離れることができない場合に尿を自動的に吸引する用具。	下肢・体幹 1級 学齢児以上	日常生活用具
入浴担架 82, 400 円 耐用年数5年	リフト装置を使用して、担架に乗せて入浴できる用具	下肢・体幹 2級 3歳以上	日常生活用具
体位変換器 15, 000 円 耐用年数5年	自力で体位変換するが難しい場合に、介護者が使用して体位を変換できる用具	下肢・体幹 2級 学齢児以上	日常生活用具
移動用リフト 159, 000 円 耐用年数4年	移動するにあたって、容易に使用できるもの。(ただし天井走行型や住宅改修を伴うものを除く。)	下肢・体幹 2級以上 3歳以上	日常生活用具
訓練いす 33, 100 円 耐用年数：5年	障がい児が訓練に用いるいす 原則として付属テープルをつけるものとする	下肢・体幹 2級以上 学齢児以上	日常生活用具

第2章 障がい別・利用できる支援—肢体不自由

訓練用ベッド 159, 200 円 耐用年数：8年	腕や脚の訓練ができるベッド	下肢・体幹 2級以上 学齢児以上	日常生活用具
入浴補助用具 90, 000 円以内 耐用年数：8年	入浴時の移動や座位保持、浴槽への入水を補助するもの（住宅改修を伴うものは除く）	下肢・体幹 3歳以上	日常生活用具
便器 4, 450 円（手すり 加算 5, 400 円） 耐用年数：8年	簡易な手すりをつけたり、高さを調節したりして、容易に使用できるようにするもの。（住宅改修を伴うものは除く）	下肢・体幹 2級以上 学齢児以上	日常生活用具
T字状・棒状のつえ 3, 000 円 耐用年数3年	手に持って歩行の助けをする細長い棒で、片側の使用のみで十分な場合に使用されるもの	平衡・下肢・ 体幹機能障 がいがある 3歳以上	日常生活用具
移動・移乗支援用具 60, 000 円以内 耐用年数：8年	転倒の予防、移乗の補助、段差解消等などのための手すり、スロープ等。ただし住宅改修を伴うものは除く。	平衡・下肢・ 体幹機能障 がいの各3 級以上 3歳以上	日常生活用具
頭部保護帽 12, 160 円 耐用年数：3年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	平衡、下肢、 体幹の障が い等があり、てんか んの発作等 で頻繁に転 倒する者	日常生活用具
特殊便器 151, 200 円 耐用年数：8年	温水温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものは除く）	上肢2級以 上 学齢児以上	日常生活用具

第2章 障がい別・利用できる支援—肢体不自由

火災警報器 15, 500 円 耐用年数：8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせられるもの	2級以上 火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯	日常生活用具
自動消火器 28, 700 円 耐用年数 8 年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期消火しうるもの	2級以上 火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯	日常生活用具
携帯用会話補助装置 98, 800 円 耐用年数：5年	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能があるもの	音声言語・肢体不自由（発声・発語に著しい障がいを有する場合のみ）	日常生活用具
紙おむつ等 12, 000 円／月 ※1回の申請で6か月単位の支給が可能	紙おむつ、さらし、ガーゼ、脱脂綿又は浣腸用具	脳性麻痺等 脳原性運動機能障がいにより排尿・排便の意思表示が困難な者等	日常生活用具
居宅生活動作補助用具 200, 000 円 原則1回限り	手すりの取り付け・段差解消・床材変更・扉の付け替え・便器の付け替え等とそれにかかる工事	下肢・体幹 3級以上 3歳以上	日常生活用具

第2章 障がい別・利用できる支援—肢体不自由

3 自立支援医療（更生医療）→10ページ参照

障がいと認定された身体の部位の機能障がいを、除去したり軽減したりする医療を指定の医療機関で受ける場合は、医療費の一部が助成されます。

【対象となる医療】（指定医療機関でご相談ください）

人工関節置換術、関節固定術、関節形成術、人工骨頭置換術、腱延長術、腱形成術、断端形成術、断端延長術、側湾矯正術、脊柱固定術など

4 移動支援事業・日中一時支援事業→15ページ・17ページ参照

障がいをお持ちの方が、外出時にヘルパーを利用したり、介護者が不在の際に事業所内で活動の場を提供するサービスです。

移動支援事業に関しては、下肢・体幹・運動機能障がい3級以上で、車いすを常用されている方が対象です。

5 重度身体障害者等訪問入浴サービス事業→19ページ参照

重度の身体障がいをお持ちの方が、自宅のお風呂で入浴することが難しい場合、訪問して入浴サービスを提供します。

6 身体障害者自動車運転免許取得教習費助成→23ページ参照

身体障害者手帳の交付を受けた方が、運転免許を取得する際の費用の一部を助成します。

7 身体障害者自動車改造助成事業→23ページ参照

身体障害者手帳の交付を受けた方が、自身で所有・運転するために必要な自動車改造費用一部を助成します。

8 障害児通所支援→25ページ参照

身体に障がいのあるお子さんの発達を促し、機能訓練や生活能力の向上のための必要な訓練を提供します。（18歳未満のみ）

第2章 障がい別・利用できる支援—肢体不自由

9 福祉医療・重度心身障害老人健康管理事業→**29ページ参照**

障害者手帳の総合等級が1級又は2級の方は、健康保険上の医療費の自己負担分が助成されます。

お手続きは、国保医療課 (TEL:0774-64-1374・FAX: 0774-63-1567)が窓口となっています。

また、1年ごとに更新の申請が必要になります。

10 障害基礎年金・障害厚生年金→**30ページ参照**

一定の障がいがある方に対して、支給される年金です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。

申請には障害基礎年金申請用診断書を日本年金機構に提出しなければなりません。

お問い合わせは、市民年金課 年金係 (TEL:0774-64-1333・FAX: 0774-63-1295)となります。

11 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当→**32ページ・35ページ参照**

重度障がいがある方で、日常生活で常時介護が必要な方に対して、支給される手当です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。申請には手当用の診断書の提出が必要です。

12 京田辺市心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当（市制度） →**35ページ参照**

障害者手帳を交付されている児童を養育している保護者に対して手当を給付します。

13 心身障害者扶養共済制度・掛金補助制度→**36ページ参照**

障がいのある方のために、保護者が毎月一定の掛け金を納めることで、保護者が死亡・重度障がいとなったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

また、京田辺市独自制度として、掛金の補助も行っています。

身体障がいでは、1級から3級の手帳を持っている方が対象です。

第2章 障がい別・利用できる支援—肢体不自由

14 放送受信料免除申請→38ページ参照

一定の障がいのある方に対して、NHK の放送受信料が免除されます。

【対象者】

全額免除	身体障害手帳を持っている人がいて、かつ世帯構成員が全員非課税
半額免除	障害者手帳 1 級・2 級の方が世帯主で受信契約者

15 有料道路料金の障がい者割引制度→38ページ参照

身体障害者手帳をお持ちの方お一人につき、一台、有料道路を利用する際に割引が適用されます。(半額)

事前に市役所でのお手続きが必要です。手帳を持っているだけでは割引にななりませんのでご注意ください。

16 税金の所得控除・減免→40ページ・41ページ参照

各種税金の減免を受ける事ができます。(障害者手帳の等級によって、控除額が違います)

それぞれの税金によって申告や申請時期が異なっていますので、必ずご確認ください。

※自動車税は、上肢 1 ~ 3 級、下肢 1 ~ 6 級、体幹 1 ~ 3 級・5 級、移動機能障がい 1 ~ 6 級が対象です。

17 身体障害者更生援助費の支給→45ページ参照

介護保険制度を利用されている身体障がいの方方が、介護保険制度で貸与を受けた福祉用具の自己負担額を助成します。

【対象者】

福祉用具名	下肢機能障がい	体幹機能障がい
車いす 車いす付属品	1 ~ 3 級 ※ただし、これ以下の等級であっても上肢機能障がい 2 級を合わせて認定されている場合は対象	1 ~ 3 級
歩行器	1 ~ 5 級	1 ~ 5 級
歩行補助つえ	1 ~ 6 級	1 ~ 6 級

第2章 障がい別・利用できる支援—肢体不自由

18 緊急通報装置の設置→47ページ参照

身体障害者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、緊急時の連絡手段を確保します。

19 タクシー券・ガソリン代金助成金の交付→48ページ参照

障がいのある方の外出の支援として、対象者の方にはタクシー券・ガソリン代金助成を行っています。

【対象者】

下肢障がい	1～3級
体幹機能障がい	1～3級
上下肢機能障がい	1級・2級
平衡機能障がい	3級

20 公共交通機関の割引

公共交通機関を利用する際に、障害者手帳を提示することで、割引を受ける事ができます。

割引の内容、対象者の考え方は各公共交通機関によって違いがありますので、必ず利用の前に係員にご確認ください。

(4) 内部障がい

1 障害福祉サービスの利用→5ページ参照

障がいにより、日常生活に介助を受けたいときや、就労に向けた訓練を受けたいときには、障害福祉サービスの利用ができます。

障害者手帳の等級ではなく、「障害支援区分」という、サービスを利用するための区分を用いて必要性を審査・決定しますので、別途お手続きが必要です。

※公共交通機関を利用して作業所等に通所する場合、通所交通費の一部を助成する制度もあります。(48ページ参照)

2 福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付→9ページ・18ページ参照

身体に障がいのある方が抱えておられる生活のしづらさを改善するために、さまざまな福祉用具の給付を行う制度です。

品目によっては、「補装具」と「日常生活用具」に分かれており、それぞれ手続きの流れや、利用者負担の考え方が異なります。

また、品目ごとに、対象となる障がいの種類（日常生活用具は等級も定められています。

補装具費の詳しい説明は→9ページ

日常生活用具の詳しい説明は→18ページ

【内部障がいの方のための用具】

品目・金額	内容	対象者	種別
火災警報器 15,500円 耐用年数：8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせられるもの	2級以上 火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯	日常生活用具
自動消火器 28,700円 耐用年数8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期消火しうるもの	2級以上 火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯	日常生活用具

第2章 障がい別・利用できる支援一内部

透析液加温器 51, 500 円 耐用年数5年	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障がい3級以上で、(CA PD)による透析療法を行う者 3歳以上	日常生活用具
ネブライザー（吸入器） 36, 000 円 耐用年数：5年	薬等を霧状にして、口や鼻から吸引することで、たんを柔らかくしたり、気管支を広げたりする装置	呼吸機能障がい3級以上 3歳以上	日常生活用具
電動式たん吸引器 56, 400 円 耐用年数：5年	気道が詰まらないよう、たん等を吸引する装置	呼吸機能障がい3級以上 3歳以上	日常生活用具
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） 157, 500 円 耐用年数：5年	血液中の酸素の度合いを測る装置	呼吸機能障がい3級以上で、人工呼吸器の装着が必要な者	日常生活用具
酸素ボンベ運搬車 17, 000 円 耐用年数：10年	在宅酸素療法を行っている者が、酸素ボンベを運搬するため使用する台車	在宅酸素療法をしている者	日常生活用具
ストーマ用装具 尿路系:11, 639 円／月 消化器系：8, 858 円／月	皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの	直腸・ぼうこう機能障がいにより人工肛門・人工ぼうこうを造設した者	日常生活用具

第2章 障がい別・利用できる支援一内部

紙おむつ等 12,000円／月	紙おむつ、さらし、ガーゼ、脱脂綿又は浣腸用具	直腸・ぼうこう機能障がいにより高度の排尿・排便障がいがある者 3歳以上	日常生活用具
尿尿器 8,500円 耐用年数：1年	採尿器とストーマ装具（尿路系）で構成し、逆流防止装置をつけ、尿を溜めておくもの	ぼうこう機能障がい	日常生活用具

3 自立支援医療（更生医療）→10ページ参照

障がいと認定された身体の部位の機能障がいを、除去したり軽減したりする医療を指定の医療機関で受ける場合は、医療費の一部が助成されます。

【対象となる医療】（指定医療機関でご相談ください）

心臓機能障がい：弁形成術・弁置換術・冠動脈バイパス術・ペースメーカー植込術・経皮的冠動脈形成術 等

腎臓機能障がい：人工透析・CAPD、腎移植術・抗免疫療法 等

小腸機能障がい：中心静脈栄養法 等

肝臓機能障がい：肝臓移植術、抗免疫療法

免疫機能障がい：抗HIV療法、免疫調節療法 等

※呼吸機能障がい3級の方が在宅酸素療法を受ける場合、又はぼうこう直腸機能障がい3級の方が、ストーマ周辺の感染防止の治療を受ける場合、更生医療に類似した京都府独自制度を受ける事ができます。障害福祉課にご相談ください。

4 移動支援事業・日中一時支援事業→15ページ・17ページ参照

障がいをお持ちの方が、外出時にヘルパーを利用したり、介護者が不在の際に事業所内で活動の場を提供するサービスです。

移動支援事業に関しては、心臓、腎臓、呼吸器3級以上で、車いすを常用されている方が対象です。

第2章 障がい別・利用できる支援一内部

5 身体障害者自動車運転免許取得教習費助成→**23ページ参照**

身体者手帳の交付を受けた方が、運転免許を取得する際の費用の一部を助成します。

6 身体障害者自動車改造助成事業→**23ページ参照**

身体障害者手帳の交付を受けた方が、自身で所有・運転するために必要な自動車改造費用一部を助成します。

7 障害児通所支援→**25ページ参照**

身体に障がいのあるお子さんの発達を促し、機能訓練や生活能力の向上のための必要な訓練を提供します。(18歳未満のみ)

8 福祉医療・重度心身障害老人健康管理事業→**29ページ参照**

障害者手帳の総合等級が1級又は2級の方は、健康保険上の医療費の自己負担分が助成されます。

お手続きは 国保医療課 (TEL:0774-64-1374・FAX: 0774-63-1567) が窓口となっています。

また、1年ごとに更新の申請が必要になります。

9 障害基礎年金・障害厚生年金→**30ページ参照**

一定の障がいがある方に対して、支給される年金です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。

申請には障害基礎年金申請用診断書を日本年金機構に提出しなければなりません。

お問い合わせは、市民年金課 年金係 (TEL:0774-64-1333・FAX: 0774-63-1295) となります。

10 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当→**32ページ・35ページ参照**

重度障がいがある方で、日常生活で常時介護が必要な方に対して、支給される手当です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。申請には手当用の診断書の提出が必要です。

第2章 障がい別・利用できる支援一内部

1 1 京田辺市心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当（市制度） →35ページ参照

障害者手帳を交付されている児童を養育している保護者に対して手当を給付します。

1 2 心身障害者扶養共済制度・掛け金補助制度→36ページ参照

障害のある方のために、保護者が毎月一定の掛け金を納めることで、保護者が死亡・重度障がいとなったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

また、京田辺市独自制度として、掛け金の補助も行っています。

身体障がいでは、1級から3級の手帳を持っている方が対象です。

1 3 放送受信料免除申請→38ページ参照

一定の障がいのある方に対して、NHKの放送受信料が免除されます。

【対象者】

全額免除	身体障害手帳を持っている人がいて、かつ世帯構成員が全員非課税
半額免除	障害者手帳1級・2級の方が世帯主で受信契約者

1 4 有料道路料金の障がい者割引制度→38ページ参照

身体障害者手帳をお持ちの方お一人につき、一台、有料道路を利用する際に割引が適用されます。（半額）

事前に市役所でのお手続きが必要です。手帳を持っているだけでは割引になりませんのでご注意ください。

1 5 税金の所得控除・減免→40ページ・41ページ参照

各種税金の減免を受ける事ができます。（障害者手帳の等級によって、控除額が違います）

それぞれの税金によって申告や申請時期が異なっていますので、必ずご確認ください。

※自動車税は、内部障がいは1～4級が対象です。

第2章 障がい別・利用できる支援一内部

16 緊急通報装置の設置→47ページ参照

身体障害者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、緊急時の連絡手段を確保します

17 タクシー券・ガソリン代金助成金の交付→48ページ参照

障がいのある方の外出の支援として、対象者の方にはタクシー券・ガソリン代金助成を行っています。

【対象者】

内部障がい	1級
-------	----

18 公共交通機関の割引

公共交通機関を利用する際に、障害者手帳を提示することで、割引を受ける事ができます。

割引の内容、対象者の考え方は各公共交通機関によって違いがありますので、必ず利用の前に係員にご確認ください。

19 じん臓機能障害者通院交通費助成

じん臓機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、透析療法を受けるために通院されている方の通院交通費の一部を京都府が助成する制度です。

月額1万円以上の通院交通費に対して、その超えた額の2分の1が助成されます。通院交通費は、最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用した場合の交通費です。詳しくは窓口におたずねください。

2 知的障がい

1 障害福祉サービスの利用→5ページ参照

障がいにより、日常生活に介助を受けたいときや、就労に向けた訓練を受けたいときには、障害福祉サービスの利用ができます。

障害者手帳の等級ではなく、「障害支援区分」という、サービスを利用するための区分を用いて必要性を審査・決定しますので、別途お手続きが必要です。

※公共交通機関を利用して作業所等に通所する場合、通所交通費の一部を助成する制度もあります。（48ページ参照）

2 福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付→9ページ・18ページ参照

身体に障がいのある方が抱えておられる生活のしづらさを改善するために、さまざまな福祉用具の給付を行う制度です。

品目によっては、「補装具」と「日常生活用具」に分かれしており、それぞれ手続きの流れや、利用者負担の考え方方が異なります。

また、品目ごとに、対象となる障がいの種類（日常生活用具は等級も定められています。

補装具費の詳しい説明は→9ページ

日常生活用具の詳しい説明は→18ページ

【知的障がいの方のための用具】

品目・金額	内容	対象者	種別
特殊マット 19,600円 耐用年数：5年	褥瘡の防止、又は失禁などによる汚染や損耗を防止できる用具	療育手帳 A 判定 3歳以上	日常生活用具
頭部保護帽 12,160円 耐用年数：3年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	療育手帳 A 判定で、てんかんの発作等で頻繁に転倒する者	日常生活用具

第2章 障がい別・利用できる支援一覧

特殊便器 151, 200 円 耐用年数：8年	温水温風を出し得るもの (住宅改修を伴うものは除く)	療育手帳 A 判定で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 学齢児以上	日常生活用具
紙おむつ等 12, 000 円／月 ※1回の申請で6か月単位の支給が可能	紙おむつ、さらし、ガーゼ、脱脂綿又は浣腸用具	療育手帳 A 判定で、排尿・排便の意思表示が困難な者 3歳以上	日常生活用具
居宅生活動作補助用具 200, 000 円 原則1回限り	手すりの取り付け・段差解消・床材変更・扉の付け替え・便器の付け替え、安全柵、緩衝物の取り付け等とそれにかかる工事	療育手帳 A 判定 3歳以上	日常生活用具

3 移動支援事業・日中一時支援事業→15ページ・17ページ参照

障がいのある方が、外出時にヘルパーを利用したり、介護者が不在の際に事業所内で活動の場を提供するサービスです。

4 障害児通所支援→25ページ参照

障がいのあるお子さんの発達を促し、生活能力の向上のための必要な訓練を提供します。(18歳未満のみ)

5 福祉医療・重度心身障害老人健康管理事業→29ページ参照

療育手帳 A 判定の方、もしくは療育手帳が B 判定で、身体障害者手帳も3級以上を持っている方は、健康保険上の医療費の自己負担分が助成されます。

お手続きは、国保医療課 (TEL:0774-64-1374・FAX: 0774-63-1567)が窓口となっています。

また、1年ごとに更新の申請が必要になります。

第2章 障がい別・利用できる支援一覧

6 障害基礎年金・障害厚生年金→30ページ参照

一定の障がいのある方に対して、支給される年金です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。

申請には障害基礎年金申請用診断書を日本年金機構に提出しなければなりません。

お問い合わせは 市民年金課 年金係 (TEL:0774-64-1333・FAX:0774-63-1295) となります。

7 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当→32ページ・35ページ参照

重度障がいのある方で、日常生活で常時介護が必要な方に対して、支給される手当です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。申請には手当用の診断書の提出が必要です。

8 京田辺市心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当（市制度）→35ページ参照

障害者手帳を交付されている児童を養育している保護者に対して手当を給付します。

9 心身障害者扶養共済制度・掛け金補助制度→36ページ参照

障がいのある方のために、保護者が毎月一定の掛け金を納めることで、保護者が死亡・重度障がいとなったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

また、京田辺市独自制度として、掛け金の補助も行っています。

10 放送受信料免除申請→38ページ参照

一定の障がいのある方に対して、NHK の放送受信料が免除されます。

【対象者】

全額免除	療育手帳を持っている人がいて、かつ世帯構成員が全員非課税
半額免除	療育手帳 A 判定の方が世帯主で受信契約者

第2章 障がい別・利用できる支援一覧

1.1 有料道路料金の障がい者割引制度→38ページ参照

療育手帳（A判定）をお持ちの方お一人につき、一台、有料道路を利用する際に割引が適用されます。（半額）

事前に市役所でのお手続きが必要です。手帳を持っているだけでは割引になりませんのでご注意ください。

1.2 税金の所得控除・減免→40ページ・41ページ参照

各種税金の減免を受ける事ができます。（障害者手帳の等級によって、控除額が違います）

それぞれの税金によって申告や申請時期が異なっていますので、必ずご確認ください。

※自動車税は、療育手帳A判定が対象です。

1.3 タクシー券・ガソリン代金助成金の交付→48ページ参照

障がいのある方の外出の支援として、対象者の方にはタクシー券・ガソリン代金助成を行っています。

【対象者】

療育手帳	A判定
------	-----

1.4 公共交通機関の割引

公共交通機関を利用する際に、障害者手帳を提示することで、割引を受ける事ができます。

割引の内容、対象者の考え方は各公共交通機関によって違いがありますので、必ず利用の前に係員にご確認ください。

3 精神障がい

1 障害福祉サービスの利用→5ページ参照

障がいにより、日常生活に介助を受けたいときや、就労に向けた訓練を受けたいときには、障害福祉サービスの利用ができます。

障害者手帳の等級ではなく、「障害支援区分」という、サービスを利用するための区分を用いて必要性を審査・決定しますので、別途お手続きが必要です。

※公共交通機関を利用して作業所等に通所する場合、通所交通費の一部を助成する制度もあります。（48ページ参照）

2 自立支援医療（精神通院）→13ページ参照

精神疾患により、定期通院が必要となった場合、指定の医療機関で受ける場合は、医療費の一部が助成されます。

3 移動支援事業・日中一時支援事業→15ページ・17ページ参照

障がいのある方が、外出時にヘルパーを利用したり、介護者が不在の際に事業所内で活動の場を提供するサービスです。

4 障害児通所支援→25ページ参照

障がいのあるお子さんの発達を促し、生活能力の向上のための必要な訓練を提供します。（18歳未満のみ）

5 福祉医療・重度心身障害老人健康管理事業→29ページ参照

精神障がいによる障害年金を受給されていて、年金の等級が1級及び2級の方は、健康保険上の医療費の自己負担分が助成されます。

お手続きは 国保医療課 (TEL:0774-64-1374・FAX: 0774-63-1567) が窓口となっています。

また、1年ごとに更新の申請が必要になります。

6 障害基礎年金・障害厚生年金→30ページ参照

一定の障がいのある方に対して、支給される年金です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。

申請には障害基礎年金申請用診断書を日本年金機構に提出しなければなりません。

お問い合わせは 市民年金課 年金係 (TEL:0774-64-1333・FAX: 0774-63-1295) となります。

第2章 障がい別・利用できる支援一精神

7 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当→32ページ・35ページ参照

重度障がいのある方で、日常生活で常時介護が必要な方に対して、支給される手当です。

障害者手帳の等級とは直接連動していません。申請には手当用の診断書の提出が必要です。

8 京田辺市心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当（市制度）→35ページ参照

障害者手帳を交付されている児童を養育している保護者に対して手当を給付します。

9 心身障害者扶養共済制度・掛け金補助制度→36ページ参照

障がいのある方のために、保護者が毎月一定の掛け金を納めることで、保護者が死亡・重度障がいとなったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

また、京田辺市独自制度として、掛け金の補助も行っています。

10 放送受信料免除申請→38ページ参照

一定の障がいのある方に対して、NHK の放送受信料が免除されます。

【対象者】

全額免除	精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいて、かつ世帯構成員が全員非課税
半額免除	精神障害者保健福祉手帳 1 級の方が世帯主で受信契約者

11 税金の所得控除・減免→40ページ・41ページ参照

各種税金の減免を受ける事ができます。（障害者手帳の等級によって、控除額が違います）

それぞれの税金によって申告や申請時期が異なっていますので、必ずご確認ください。

※自動車税は、精神障害者保健福祉手帳 1 級、もしくは障害年金 1 級であって、自立支援医療（精神通院）受給者が対象です。

第2章 障がい別・利用できる支援一精神

12 タクシー券・ガソリン代金助成金の交付→48ページ参照

障がいのある方の外出の支援として、対象者の方にはタクシー券・ガソリン代金助成を行っています。

【対象者】

精神障害者保健福祉手帳	1級
-------------	----

13 公共交通機関の割引

公共交通機関を利用する際に、障害者手帳を提示することで、割引を受ける事ができます。

割引の内容、対象者の考え方は各公共交通機関によって違いがありますので、必ず利用の前に係員にご確認ください。

第3章 相談できる窓口

京田辺市には、様々な相談窓口があります。ぜひご活用ください。

○障害者手帳のご相談・手続き、各制度に関する相談・手続き

京田辺市役所 健康福祉部 障がい福祉課
(TEL:0774-64-1372・FAX: 0774-63-5777)

障害者手帳に関すること：障がい者福祉係
各種制度に関すること：障がい者支援係

上記のほか、「この制度はどこに相談したらよいのかな？」と迷われた際は、障がい福祉課にご相談ください。

○障がいに関すること、生活全般に関すること

- 京田辺市障害者生活支援センター ふらっと
(TEL:0774-68-1070・FAX: 0774-68-1071)
- 京田辺市障がい児生活支援センター
(TEL:0774-29-9052)
- 聴覚障害者生活支援センター
連絡先：京都府聴覚言語障害センター
(TEL:0774-30-9000・FAX: 0774-55-7708)
- 障害児（者）地域療育支援センター ういる
(TEL:0774-54-3109・FAX: 0774-55-5982)

※身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談もございます。
(相談をご希望の方は、障がい福祉課にお問い合わせください。)

○なんとなく気分が落ち込む、話を聞いてほしい

- ひとやすみコール (TEL:0774-63-7088)

月・水曜日 午後5時30分～午後8時
(祝祭日・年末年始は除く)





編集・発行 京田辺市 健康福祉部 障がい福祉課

所在地 京田辺市田辺80

電話 0774-64-1372 (直通)

FAX 0774-63-5777 (直通)

発行 令和7年6月